

令和6年第4回笠松町議会定例会会議録（第2号）

令和6年12月12日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	10番	伏 屋 隆 男
副 議 長	4 番	高 橋 伸 治
議 員	1 番	伊 神 和 弘
〃	2 番	番 有 里
〃	3 番	竹 中 光 重
〃	5 番	關 谷 樹 弘
〃	6 番	間 宮 寿 和
〃	7 番	尾 関 俊 治
〃	8 番	川 島 功 士
〃	9 番	田 島 清 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	村 井 隆 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	足 立 篤 隆
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	平 岩 敬 康

建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹
教育文化部長	天 野 富 三
会計管理者 兼会計課長	田 島 直 樹
総務課長	伊 藤 博 臣
企画課長	山 内 明
福祉子ども課長	朝 日 純 子
健康介護課長	花 村 定 行
教育文化課長	赤 塚 暢 子
郡教委学校教育課長	宮 川 浩 司

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	佐々木 正道
--------	--------

1. 議事日程（第2号）

令和6年12月12日（木曜日） 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席委員は10名で定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり決めました。

日程第1 一般質問

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

5番 關谷樹弘議員。

○5番（關谷樹弘君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

今回は、1つ目、公共施設について、2つ目、学校施設について、3つ目、災害時の避難所について、以上につきまして質問させていただきますのでよろしくお願ひします。

まず初めに、公共施設について質問させていただきます。

今年6月の定例会にて、松枝小学校の敷地内にある南体育館の12月末をもって利用停止となることに対しましては、役場職員の皆様には、バレーボールや太極拳などのサークルにて御利用されている皆さんの今後の利用施設、場所探しでお世話になり、ありがとうございました。

しかし、この南体育館につきましては、町内の皆さんの体育施設としてだけではなく、松枝小学校の児童の太鼓とエイサーの2つのクラブの皆さんが活動と太鼓などの備品の保管を含め利用されていたとのことですが、同体育館の取壊しによって保管ができなくなるとのことで、どちらかのクラブをなくさなければならない事態になっているとのこと。

また、公共施設についてですが、今回の南体育館の件もあり、松枝地区の公共施設について、松枝地区を回り、調べたのですが、門間の倉庫で使用されていないところがある。松枝小学校東側にある旧給食センターの利用が限定的であるなどが分かりました。

そこで、町長にお尋ねします。

松枝小学校児童のクラブの存続や町内の方のバレーボールや太極拳など、特に松枝地区の皆さんが利用できるよう、例えば旧給食センターを取り壊し、できる限り簡易な体育施設を建設する、門間倉庫を倉庫と体育施設を併用した施設に建て替えるなど、財政的な問題があるとは思いますが、旧給食センターや門間倉庫の施設を整備し、用途変更をされるのはいかがでしょうか。使用の目的がはっきりしていない既存の施設を町民に喜ばれる施設へと再生していったらどうかと考えますが、町長の御意見をお聞かせください。

続きまして、2つ目の質問、小学校施設について質問をさせていただきます。

今回は主に笠松小学校の校舎についてです。

笠松小学校は1872年、明治5年に育英学校として開校し、1947年、昭和22年4月に笠松小学校となりました。そして1965年、昭和40年6月に現在の赤れんが校舎が完成しました。校舎が完成し今年で60年目となり、かなり年月がたち、老朽化も目立ちます。最近では、昨年、南舎3階教室の天井の雨漏りやトイレ入り口の天井が落下し、被害拡大が懸念され、応急処置がなされ、今年に入り、雨漏りがさらに進行し、3階のほぼ全ての教室で雨漏りが確認され、児童の皆さんが中舎3階や2階に移動しているとお聞きしています。保護者の方からも、雨水を容器で受けていたり、教室にカビ臭がするなど、安心して子供を預けられないとの御意見をいただいております。

そこで、町長にお伺いします。

この老朽化した笠松小学校の校舎は、今後どのように修繕し、安心して御利用いただけるようにされるのか、御意見をお聞かせください。

最後に3つ目の質問、災害時の避難所について質問させていただきます。

昨今の頻発する大規模災害に備え、笠松町では自主防災会が組織されています。災害発災直後は、まずは自助で自分の命は自分で守ることから始まり、次に家族や御近所などの共助へとなるため、自主防災会では避難訓練などが行われています。

そこで、町長にお伺いします。

自主防災会の皆さんにお尋ねしますと、発災後には必要に応じて家族や御近所の方と近くの神社や公園などの安全な場所に集まり、その後、避難所となる小学校や体育館などへ移動されるかと思いますが、その場合、まずは避難所開設をどのように町民の皆さんに周知されるのでしょうか。

また、避難所の鍵の管理はどのようになっているのでしょうか。笠松町では公共施設などの鍵の自動化を進めているとのことですが、避難所開設時の開錠はどのようになるのか教えてください。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 關谷議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 改めておはようございます。

關谷議員さんからの質問、大きく3点いただきましたので、一つずつお答えさせていただきます。

まず、南体育館につきましては、本年第2回定例会において条例改正案を提出し、承認していただき、今月末をもって利用停止し、今後は来年度の解体に向けて準備を進めております。

7月から使用団体に対して周知や説明をさせていただいて、1月以降は町民体育館や松枝小学

校体育館で活動すると聞いておりました、現時点において、議員の御指摘のような体育館取壊しで活動ができなくなるとか、新たな施設の開設の要望や相談はありません。

笠松町においては、他市町村に比べ、人口の割には体育施設が多い状況であるため、南体育館の代替施設は考えておりません。既存の施設などの整備・統合については、笠松町公共施設等総合管理計画に基づいて進めていきたいと考えているところであります。

2つ目、笠松小学校の老朽化の件であります。笠松小学校は昭和35年に建設され、建設から既に60年以上が経過し、老朽化が進んでおります。そのため建物や設備などを維持するため、毎年大小の修繕を実施しております。

議員の御指摘の南舎3階教室の雨漏りについては、令和6年3月に雨漏りが発生した教室の屋上部分の防水工事を実施しましたが、改善されなかったため、同年7月に残りの部分についても防水工事を行ったところであります。

しかしながら、晴天の日が1週間以上続いている状況においても雨漏りが止まらない状況であるため、雨漏りがひどい教室の児童の安全を考慮して、4年生の2クラスが中舎3階の空き教室へ、6年生の1クラスが中舎2階の会議室に移動して学校生活を送っていただいております。このような対策を講じましたが、現時点において改善には至っておりません。

そうした中、一時的対策として、現在中舎2階会議室に移動している6年生1クラスですが、学校のほうから、卒業式を同じフロアの隣続きの教室で迎えられるようにしてほしい。また、残り少ない学校生活を仲間と楽しく安心して過ごさせてやりたいという要望もあり、南舎3階の2クラス分を雨漏り対策含む天井修繕工事を行いたく、本議会に補正予算を上程しているところであります。その上で、児童の安全・安心な学習環境を維持していくには抜本的な改修が必要であると判断し、改善に向けて、雨漏りの原因究明の調査を実施するとともに、今後の修繕方法などを検討し、進めていきたいと考えております。

3つ目、災害時の避難所についてであります。

幾つか具体的な質問をいただいておりますが、1点目の避難所の開設、周知につきましては、まず施設を管理し、または町地域防災計画において避難所開設に指定されている職員により、施設の壁面、屋根、天井、水道、電気設備などの損傷状況や安全確認などを行い、その状況を災害対策本部と情報共有し、避難所として利用可能な状況であれば、防災行政無線、ホームページ、あんしんかさまつメール、SNSなどにより、避難所の開設状況をお知らせすることを想定しております。

2つ目の避難所の鍵の管理につきましては、基本的には指定避難所となる施設を所管する部署で管理しており、また発災直後において、施設を所管する部署では対応できないことも考えられるため、防災担当課においても保管しております。

3点目の鍵の自動化につきましては、今年度においては、小・中学校の体育館とスポーツ交

流館の5施設にリモートロックシステムを導入する予定であります。このシステムの目的は、職員が常駐しない施設を利用する際、利用者が鍵の受渡しのために有人施設に出向くことなく鍵を借り受けることが可能となり、利便性を向上させることが主な目的であり、補完的に発災時において施設を開錠できる機能を備えるものであります。現在のところ、避難所としての施設を開設する場合は、先ほど申し上げたとおりであります。

以上で答弁を終わります。

[5番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 關谷議員。

○5番（關谷樹弘君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。

それでは、3つの質問に対しては、3つとも御答弁いただいたんですけど、2番目の質問の笠松小学校の校舎について再質問させていただきます。

今回は笠松小学校の校舎についてなのですが、傷んだら直すというのはもちろん大切なことなのですが、それを繰り返していると、最終的には新しく建て直すのと同じくらい費用がかかってしまうとよく言われるのですが、それを心配しているんですけど、直近5年間でどのぐらいの修繕費用がこれまでかかっているのか、お聞かせください。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長（天野富三君） お答えします。

笠松小学校の管理事業として、平成31年度から令和5年度まで合計約740万円の修繕料がかかっております。

また、防水については、別工事として、約2か年で500万円程度かかっている状況であります。

[5番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 關谷議員。

○5番（關谷樹弘君） ありがとうございました。

では、同じく笠松小学校の校舎についてなのですが、今回のこの南舎を含めて、現在把握されている今後修繕の必要のあるところがあればお聞かせください。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長（天野富三君） 修繕については、その都度学校からの要望等があつて、その都度直しておりますので、今把握している部分についてはもう完了しているという状況で、今特に聞いているのは、南舎の屋上の3階部分については学校と協議しながら進めている状況であります。

[5番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 關谷議員。

○5番（關谷樹弘君） ありがとうございます。

では最後に、災害時の避難所についての再質問をさせていただきます。

災害時の避難所の鍵に関しては、担当部署の方が鍵をお持ちだということなんですけど、災害の規模や発生状況によっては、担当する職員の方が出てこれられないと考えられると思いますが、さきの震災で避難所に詰めかけた方が、避難所が開いていないとなったときに、窓を打ち破って中に侵入されたとか、中にもう入れられたということがありますが、避難された方よりもなるべく早くにというのはちょっと難しいと思うんですけど、案内されて、既に避難されている方が来ているということが起こった場合に、どんな感じで対応されるのでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えをさせていただきます。

まず、大規模な災害が発生した場合には、職員も被災者となり得ることから、避難所運営マニュアルのほかにも災害時の職員初動マニュアルなどを整備することによりまして、避難所開設の職員や防災担当以外の職員においても対応できる体制を整えているところであります。

先ほど議員おっしゃいましたけれども、令和6年、この元旦に発生しました能登半島地震においては、津波警報が発令される中、避難者が避難所となる学校などに詰めかけ、鍵を管理している担当職員が到着する前に窓ガラスを割って中に入り、中から鍵を開けて避難するというような事例が報告されております。

当町においては、幸いなことに津波や土砂災害の被害は考えづらいことから、地震発生直後に一分一秒を争い、避難所に駆け込むような避難行動は考えづらいんですが、震災被害により、職員による避難所開設が速やかに行うことが難しい場合でも、地域住民の方が鍵を開け、安全確認ができるような方法を現在検討しているところでございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 關谷議員。

○5番（關谷樹弘君） ありがとうございます。

先週の日曜日まで清流の国防災リーダー養成講座というのがありまして、それに参加させていただきました。そこでいろいろ防災のときのことなんかをちょっと学ばせていただいたんですけど、その中にやはりこの地区防災協議会とかあるかと思うんですけど、やはり町長をはじめ町の職員の皆様は大変な御苦勞をされることになるかと思うんですけど、そういった中で、やっぱり防災教本の中に、地域にはやはりまだ消防団とか水防団もあるわけですから、その鍵のことに関してはまたあれなんですけど、消防団、水防団の活用をちょっとまた大いに進めていただいて、この笠松町の皆さんが災害時も、こういうときは笠松は大丈夫だから安心して避難しようとか、そういう気持ちになれるように、また組織をちょっと充実させていただいて、また安心して暮らせるまちづくりをよろしくお願いします。これは質問ではなく。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問を続けます。

6番 間宮寿和議員。

○6番（間宮寿和君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は、町の活性化に向けてと題しまして、先日、議員研修において、奈良県の王寺町へ行ってきました。そのときの自分の感想も含めまして、笠松町にお願いしたいことも含めて一般質問とさせていただきますと思います。

先日、研修にてお邪魔いたしました奈良県王寺町ですが、ここは大東建託さんの未来研究所によるまちの住み心地ランキングの調査によって、6年連続1位となっている町であります。この町をネットで調べてみますと、大阪市や奈良市に近くて、通勤・通学や買物が便利だからという意見が最も多く上がっておりました。つまり、大都市のベッドタウンとして利用されている方が多いのかと思いつつながら、ただそれだけでこの1位を何年も続けて取ることができるのかなあという思いで、すごく興味を持ってこの町へお邪魔してまいりました。

王寺町の担当者のお話を伺いまして、まず初めに驚きましたのは、私たちもなぜ1位になったのか分からないのですということをおっしゃられました。つまり、町が、行政が、町長が住み心地がよい町になるために何か仕掛けていったわけではないということなんですね。

担当者の方が次に言われたのがすごく印象的に残りました。数年前から唯一変えたのはまちづくりの考え方で、まちづくりは子供を育てることとよく似ていて、苦手なことを一生懸命克服するために努力をさせるより、得意なことを見つけて伸ばしてあげるという考え方に町もちょっと変えましたということをおっしゃられました。つまり、町のよいところは何か、誇れるところは何か、他町にはないものはないのかから始まりまして、町民が求めている町というのは何なのか、どんな町になってほしいというのを一緒に考えてサポートしていく。まちづくりは全て町民主体で、行政はそのサポートであるということもおっしゃられていました。

そして、余談になりますが、私はその話を聞きながら、以前ある市長が話されていたことをちょっと思い出したんです。それは、その市長が言われていたのは、私が県庁の職員の時、当時の上司である部長は、ある課題を解決するために何をすればよいかと部下に尋ね、その部下が答えた意見が自分の考えとは違っていても、否定することなく、その部下の考えをかなえるために必死に動いてくれた。すると、それまで出なかった意見が多く出るようになって、そしてまたそれをかなえるために今度はみんなで一緒に働いた。その精神を市長になった今でも忘れることなく市政に取り組んでいますと言われていた市長が見えました。そして、そのときは、そんな方が知事になってくれたら、この岐阜県も本当に変わるのになあということも言われていたのを印象に思っております。

そこで、まず町長に質問いたします。

リーダーは、時には俺についてこいというのも大事だと思います。こうしろ、ああしろと指示・指摘するのも大事なときもあります。決して行政が町民の上司ではありませんが、今、町が何を思って、何をしてほしいのか、そんな聞く体制は今の笠松町にあるのでしょうか。また、そうしたいと思われませんか。

そして、笠松町のよいところ、ほかにはないところを伸ばしていくという発想ですが、タイミングを同じくして、先月まで岐阜県では文化祭2024が開催されていましたね。その中で、ちーオシと題して、各市町村で地域の一押しを発表をされておられました。もちろん笠松町でも福田さんが中心となって、このちーオシのアンケートを取られ、まとめて発表をなされておられました。そのアンケートも私も拝見させていただきましたが、子供たちの意見が非常に多かったという印象はあるのですが、改めて年齢別に笠松町の一押し、つまり誇れるところというものを一度大規模でアンケートを取るというのもいいのではないかなあとと思います。これはある意味、行政がこれは笠松の一押しでしょうと思っていることとは逆に、違う意見が町民から出てくる可能性も非常に高いのではないかなあとこのところを思っているの考えであります。

そしてもう一つ、王寺町では広報紙のことも言われていました。読みたくなる広報紙はどんな広報紙なのか、どんな広報紙にすれば町民は読んでくれるのかを考えて、表紙から全て考え直しましたということを知りました。行政主体で作った広報紙を読んでもらうということではなくて、町民が読みたくなる広報紙はどういうものかということの考え方で、町民と一緒に作り上げていくということを変えた。すると、非常に評判がよくなったと言われていました。

笠松町には多くの補助団体があり、各団体は個々の考え方の中でより笠松町がよくなるように活動をなされておられます。その団体へ笠松町は補助金という形でサポートをしております。この際、お金だけのサポートではなく、個々の団体がどんな気持ちでどんな活動をどのようにしたいのかを一緒に考えて行動できているのでしょうか。その一つとして、王寺町も取り組んでいた活動ですが、広報紙のページを毎月活動団体に任せて、活動の紹介や町で起きた話題を出来事として掲載しているような広報紙を作られていました。すると、非常に参加した子供たちやその団体の方々が楽しみにしてくれるようになり、また団体活動へ参加する人たちも増えてきたと言われていました。結果、広報紙が楽しみになったという意見が増えてきたそうです。

このような町民目線での活動が住み心地のよい町につながっているのかなあとこのことをすごく思いました。笠松町も補助団体などと協力して、まずは広報紙の数ページに活動紹介などを掲載してもらったらどうでしょうか。このようなまちづくりに対しての取組に対して、町としてどのように思われますか。また、笠松町として今後取り組んでいこうと思われますか。これを質問とさせていただきます。

これで1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 間宮議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 間宮議員さんからの御質問、町の活性化についての答弁をさせていただきたいと思います。

議員が視察されました王寺町のように、私もこれまでに地域資源や強みを生かしたまちづくりを進めるとともに、そこに民間企業の企業戦略などを参考に他市町村との差別化や競争力のアップに努めてまいり、住んでいる人たちが愛着と誇りを感じられる笠松ブランドへの昇華を図ってまいりました。町のよいところ、誇れるところを生かす取組として、5点あるんですが、主に、1つ、きめ細かな子育てサービスの提供。2つ目、子供たちが夢と希望を持って自由に生き生きと育つことができる子ども権利条例の制定。3つ、利便性の高い公共交通環境の実現。4つ、みなと公園などでの集客力のあるイベントの開催。5つ、安全で質の高い医療機関や福祉施設が充実して提供される地域。などを柱とした笠松ブランドをつくり上げ、町内外に向けて発信しているところであります。その結果、質問にある大東建託による調査、まちの住み心地ランキング2024では、県内9位から8位へ、同じくまちの幸福度ランキング2024では、県内16位から9位へと大きく順位を伸ばしており、これらの成果が少しずつ現れ始めたのではないかと認識しています。

議員御提案の誇れるところのアンケートについては、令和2年の夏に、一般町民並びに中学生を対象に第6次総合計画の策定に係る住民意識調査の中で、あなたが思いつく笠松町の誇れるもの、残したいものとの設問を設け、それに対し、一般住民では、春祭りやリバーサイドカーニバルといったイベント、公園、自然、木曾川、文化・歴史や伝統、交通の便のよさ、住みやすさ、地元愛などが上がり、中学生では、人の温かさ、中学校の体育館、かさまる兄妹、蹄鉄クッキーなどの回答があり、これらの意見は現在の総合計画の主な取組に反映されております。

この総合計画は、各種団体、産業、大学、金融、メディア、公募などから成る審議会委員にて年1回の進捗管理を検証しており、行政主導ではなく、様々な立場の方々と一体となってまちづくりを進めております。

加えて、町では、多くの企業や地域の民間団体などと連携したまちづくりも進めております。これらは行政のみの発想ではなく、企業や民間団体と町が多様な分野で連携し、双方の強みを生かして地域の活性化を図るものとしており、企業連携では、その具体的な協力体制である「かさまつまちづくり共創パートナー」を制定し、協定相手を募ったところ、先日、第1号として、ひだまりほ一む様と締結したところであります。町内の民間団体では、プロモーション協会や自然と共生を考える会、まちの駅長会議などの活動に対し積極的な後方支援に努め、

団体が活動しやすいイベント集客につながるような協力をしています。

また、今回上程いたしました「町内会加入促進及び活動推進に関する条例」では、地域住民と町内会、行政が相互理解と協働を図ることとしております。今後もいろいろな形で皆様の声をまちづくりに反映できるよう前向きに取り組むとともに、まちづくりが行政主導とならない、企業や各種団体、町民が主人公となって進めることができる機運を醸成してまいりたいと考えています。

広報紙への各種団体の活動紹介の掲載についても、現在も広報「かさまつ」の紙面、タウントピックス（まちの話題）において、身近な話題や出来事を広報担当が取材に伺いますと募集しており、依頼のあった活動は取材をし、広報向けの内容であれば積極的に掲載している状況であります。広報紙以外の手段にも、町の公式ホームページや公式SNSを活用した各種団体の活動やイベント周知も随時行っております。特に、公式SNSではタイムリーな情報を発信することが可能ですので、希望する各種団体には広報紙への掲載募集と併せて、まずは担当課に御相談いただくよう周知を図ってまいります。

今回御紹介いただいた王寺町をはじめ、広報紙の優良事例の自治体を参考に、今後も町民の皆様魅力的で読んでいただける、親しみやすい広報づくりを目指してまいりたいと考えております。以上であります。

〔6番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 間宮議員。

○6番（間宮寿和君） 御答弁ありがとうございました。

私も議員になりまして、改めてこの笠松町のまちづくりというものを、議員になる前となつてからと意識を変え、いろんな形で見えるようになってきました。その中で、もちろん今町長がおっしゃられました町民の目線で、町民の意見を取り入れてというところで活動をされているということも少しずつですが分かってきているつもりでございます。

その中で、今町長が本当におっしゃっていただきました、決して行政主体ではない、町民からの意見を取り入れながらやっているということで、そのような意見を聞き、また今後もそのようにしていきたいという意見をきちっと聞きましたので、この気持ちを忘れることなく、またこれからもどんどん笠松町がよくなっていただけをお願いいたしまして、御依頼といたしまして質問は終わりたいと思います。これからもどうぞよろしく願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問を続けます。

1番 伊神和弘議員。

○1番（伊神和弘君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今年10月2日から4日にかけて、笠松町議会行政視察研修に行かせていただきました。今回

は三重県と奈良県の4市町での視察研修となりましたが、立地、人口、自然環境等の面で笠松町に似ており、まちづくりの参考になるのは奈良県北葛城郡王寺町だと感じたのは私だけでなく、他の議員の方々も同様だと思います。この王寺町は奈良県の北西部に位置し、大阪と奈良を結ぶ交通の要衝地として発展し、現在では大阪のベッドタウンとして活力のあふれる町となっています。

また、町内には歴史ある文化と豊かな自然があり、それらをうまく融合したまちづくりが推進され、奈良県内の市町の住み心地ランキング1位になっている町です。暮らし満足度を高める取組について聞きますと、まちづくりの方向を明確にした計画を立て、その実現に向けて積極的かつ柔軟に取り組んでいることが分かりました。特に、義務教育学校の設置による教育環境の充実、王寺駅周辺を中心にした住民に開かれたまちづくり、3世代ファミリー一定住支援などの町民を増やす施策が参考になりました。

さて、笠松町では、第6次総合計画に基づいてよりよいまちづくりが進められ、また笠松ブランドの構築に向けての取組もなされているところであります。

そこで今回は、学校教育の充実と自然環境の活用の点から、小・中学校校舎の老朽化への対応についてと、トンボ天国の整備についての2項目について質問をいたします。

まず1つ目、小・中学校校舎の老朽化への対応についてです。

このことについては、6月議会においても質問をしましたが、令和3年3月に出された笠松町学校施設の長寿命化計画に基づいて、長寿命化を図ることで対応していくとの回答を得ました。この笠松町学校施設の長寿命化計画によれば、校舎改築は建築年から80年を目安としており、一番早い学校では令和23年となっています。また、その20年前、つまり築60年を目安に大規模改修が入っています。各学校の校舎を見ても、老朽化が進む速さが増しており、大規模改修となると、言葉どおりの大きな改修が必要になることが予想されます。大規模改修の内容も踏まえ、そろそろ校舎改築を含めた抜本的な対策を考えていく時期にあるのではないかと考えています。

そこで、校舎改築等に向けた学校施設検討委員会といった組織を立ち上げ、10年から15年後に向けたガイドラインの作成を進めていくべきではないでしょうか。町の考えをお尋ねいたします。

次に、2つ目の項目、トンボ天国の整備についてお尋ねします。

笠松町のトンボ池は、天然のビオトープとして自然を愛する者にとって価値のある環境だと思います。人工的なビオトープは各所にあります。天然のものは珍しく、笠松町にとって貴重な財産だと思います。しかし、私は月2回ほど散策に訪れていますが、堤防道路から見るトンボ池は竹に遮られてよく見えないため、どこにあるのか、どのようになっているのかも分からず、また駐車場に車を止めてトンボ池方面に歩いて行っても、整備はあまりなされておらず、

これでは笠松の北東の玄関口として寂しい状況だと感じています。笠松町が有する貴重な自然の財産であるトンボ天国を有効に活用することが笠松町をアピールすることにつながると考えますが、町としてはトンボ天国をどのような位置づけで捉えられているのかをお尋ねいたします。

また、トンボ池の整備や調査については、令和3年度に尾関議員が一般質問されていますが、そのときの回答は、組織を立ち上げて検討していく、それから国土交通省と連携をして進めるとなっていました。近年、積極的な整備や調査はなされていないように思われますが、今後ここをどのようにしていこうと考えられておられるのか、お尋ねいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 伊神議員さんから大きく2つ、笠松小学校の老朽化のお話とトンボ天国の話ですが、まず小・中学校の老朽化について御答弁させていただきたいと思います。

6月議会で答弁いたしました、小・中学校の校舎は、古いもので昭和35年に建設の笠松小学校をはじめとして、増築部分を除き、全ての学校が建設から50年以上経過し、老朽化が進行しております。今後の校舎施設整備は、大規模改修や改築に伴う多額の費用が必要となってくることから、学校施設を適切に維持できるよう長期的な対応方針を定めた笠松町学校施設長寿命化計画を令和3年3月に策定し、具体的な整備計画としては5年ごとに見直すことになっておりますので、今までの計画実施検証と令和8年度以降の整備計画策定に向けて、現在の社会情勢や教育環境の変化及び今後の財政状況を勘案し、必要な学校施設を適切に維持できるよう努めてまいりたいと考えております。今後も学校施設の安心・安全で快適な教育環境を保つため、本計画に基づき、限られた財源の中で優先順位を定め、学校施設の改修などを進めてまいります。

あわせて、議員の御指摘のとおり、一時的な対策や表面的な改善ではなく、抜本的な対策を講じていくことも必要であると認識しております。今後の改修時期や改修内容につきましては、今回の笠松小学校のような予期せぬ事態の発生も考えられますので、関係者において調査・研究と協議を進め、臨機応変に対応できるよう進めてまいりたいと考えております。

2つ目のトンボ天国の整備についてのお答えをさせていただきます。

笠松トンボ天国は、木曾川の恵みを受けた県下のビオトープであり、自然環境のバロメーターとみなされるトンボの生息地としてその名を知られ、夏には親子でトンボ天国の散策を行うなど、笠松町をアピールする上でも貴重な財産であると認識しており、町内外問わず、多くの方にトンボ天国の魅力を知っていただき、体感していただきたいと考えております。

そのような中、笠松トンボ天国で継続的にモニタリング調査を行っている方を中心に、令和

4年3月に笠松の自然と共生を考える会が発足されました。この笠松の自然と共生を考える会は、笠松町の貴重な自然環境と生物多様性の保全につながる活動を実施することにより持続可能な社会を実現することを目的とした団体で、会員には趣旨に賛同する町民の方々や、生物や環境保全に精通した専門家の方も在会されております。今年11月16日には、国民文化祭2024の一事業として、笠松トンボ天国に焦点を当てた「人と自然の共生を！ in 笠松」を笠松町共催で開催し、トンボ天国に生息するトンボなどの写真や絵画などの展示、県の生物多様性の現状と笠松トンボ天国の位置づけに関する講演などを通して、トンボ天国の魅力や環境保全の重要性を発信されました。町としましても、今後も笠松の自然と共生を考える会と協力しながら、トンボ天国の魅力を町内外問わず、広く多くの方に伝えていきたいと考えております。

今後のトンボ天国の整備についてであります。近年、池の水質悪化や外来種増加などの影響で生態系の変化や環境が悪化し、トンボの数も減ってきたと聞いております。こうした中、先述しました笠松の自然と共生を考える会において、トンボ天国の環境保全や生物多様性を保全するために、会員によるほぼ毎日の観察活動や必要な専門的な調査も実施していくと聞いております。町としても、その活動を見守りつつ、また参考にしながら、今後のトンボ天国の整備を共生会の専門家の意見も踏まえながら、工事を要する場合には、国土交通省など関係機関との協議の下に進めていきたいと考えているところであります。

以上で答弁を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問の途中ですが、11時5分まで休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

答弁は終わりましたので、再質問をどうぞ。

伊神議員。

○1番（伊神和弘君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、小・中学校校舎の老朽化についてです。

先ほどの答弁にありましたが、笠松町学校施設の長寿命化計画が令和3年3月に発表されておりました。これに基づきながら今進めていらっしゃるということですが、この中で長寿命化の実施計画というのがありまして、それを見せていただきますと、実は令和3年度には大規模改修を笠小で行う計画になっておりましたが、どんな大規模改修がなされていたかをお聞きしたいので、お尋ねいたします。お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長（天野富三君） お答えします。

この計画での令和3年に大規模改修というふうなことにはなっていますけれども、令和元年のときに松枝小学校の校舎の外壁が落下したという事案がありまして、それに伴って文科省からも学校の校舎の点検をしろということで、令和3年に学校の外壁の調査を行いました。それで大規模な改修ということではなくて、調査として実施をしております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員。

○1 番（伊神和弘君） ありがとうございます。

それで、この計画によりますと、今後他の学校でも、今度は建築から目安となる60年がたってきますので、そろそろ大規模改修という計画になっているんですけども、早いところだと令和9年度に笠松中学校、令和10年度には下羽栗小学校の西側の校舎ですかね、というような計画になっておりますけど、順次、松枝小等もありますが、この辺りについての大規模改修というのはどんなものを想定されているのでしょうか、お尋ねします。お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長（天野富三君） お答えします。

先ほども町長が答弁したとおり、その計画が個別計画というか、整備計画については5年、令和8年度からの計画を見直すということになっておりますので、その段階で今後の整備計画等で検討していきたいと思いますが、今現在はどのような格好で工事をするかということとは決まっておりません。

〔1 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員。

○1 番（伊神和弘君） まだちょっと先の話ですので、計画はこの先の話ですので、状況を調べたりなんかしながら、どんな改築をしていくのか、大規模改修をしていくのかということが話し合われて計画されていくんだと思いますが、今のお答えの中で、長寿命化計画の見直しが5年ごとにされていくということで、次は令和8年度のところでどんなふうにしていくかという、次の5年を考えていくというようなことになるかと思いますが、この頃ですとちょうど円城寺厩舎の跡地の利用とかの方向が大分明らかになってくる微妙なタイミングだと思うんですけど、この辺りで笠松町の人口なり何かはどうなってくるかとか、いろいろな状況が大きく多分変わるとお思いますので、そこを踏まえながらいろいろな見直しをされていくことが重要かとお思います。

そこで、5年ごとの見直しは分かりますけど、その時期に応じたといいますか、適宜に見直しをするということも行われるのでしょうか。5年なら5年でもう区切って見直しをされていくのでしょうか。その辺りをお尋ねします。お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 必ずしも5年というふうにこだわる私自身はつもりもありませんし、今回のように、小学校のようにやっぱり緊急を要する場合には前倒しするとか、あるいは逆にまだ大丈夫だというんだったら、それを先送りして、決めたからやらなきゃいけないということではなく、これはあくまでも参考というか、それは目標数値であります。

そして、もう一つ大事なのは、やはり財政状況も踏まえながら、正直、老朽化しているのは小学校や中学校の校舎だけではなく、町民体育館をはじめ、道路も含め、いろいろなインフラがこの時期に多分、今先ほど議員がいみじくも笠松競馬場の厩舎のお話がありましたが、笠松競馬が非常に景気のいいときに全て整備したので、ツケが今一気に来ているという状況です。その中で非常になかなか皆さん方の御要望に全てお応えするのは難しいかもしれませんが、その中で優先順位を定めながら、やるときはやらなきゃいけない。ただ、そのときはかなりの財政負担があるので、議員の皆様にもそこは、もしかしたら住民の方や、またそういったほかの事業にも何か影響を及ぼす場合もあるので、そこは皆さん前向きに一緒になって考えていく時期に来ているというふうには思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員。

○1番（伊神和弘君） 温かい答弁をありがとうございます。

そろそろもう協議する時期に来ているということを言われましたので、ぜひ関係者における協議というのは、定期的と言わず、頻繁に協議をしていただいて、できれば短期的なもの、それからもうちょっと長期的な、先ほども言いましたが、校舎改築ぐらいまでに向けて、じゃあそれはどういうふうにしていくかというのは、またそこで協議していただくことかと思いますが、先ほど述べました義務教育学校とかというのは私は全然こだわっておりませんが、それをどういうふうにしていくかという長期的な展望も踏まえて、臨機応変な対応を取っていただけることをお願いしたいと思います。老朽化については以上でございます。

次に、トンボ天国の整備について再質問をさせていただきます。

笠松トンボ天国は、笠松町にとって貴重な財産であり、今後も積極的に保護して、それでそこを活用していくという認識でよろしかったでしょうか、お尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） はい、そのとおりであります。

〔1番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員。

○1番（伊神和弘君） そこで、おととい実際に私も笠松トンボ天国へ散策に行きましたが、今ちょうど雨があまり降らないのと、それから空気が乾燥しているということもありまして、トンボ池だけではなく、ほかの池も、すぐ行くと造成池とかいうのがありますが、そこに関して

も水量が本当に少なくて、これは水生生物といいますかね、水の中にいる生物にとってはちょっと危機的な状況ではないかなあということを感じました。なので、その水の面に関しての緊急な対策というのが必要ではないかと感じましたが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 実は、これも何年も前からトンボ池の水位が下がって、いわゆる枯渇しつつあるということは、この共生の考える会の専門家からも言われておまして、実際、国交省にも原因究明をどうだということを行ったんですが、なかなかどれが原因で、何か分からないというか、なわけであります。もしかしたら、ああいう河川敷のグラウンドの整備の影響とか、川の流れが変わってしまった。なので、これをどうするかということをいろいろ考える会の皆さんでも考えてみえますが、ただ例えば穴を掘ってパイプを持ってきてやるという、これは環境破壊にもつながるおそれもあるし、ですので非常にこの今の現状を、確かにトンボの生息にはあまりいい条件とは言えないんですが、ただどこまで人間の手を加えたらどうだということは意見が分かれているそうです。なので、ちょっとうかつにこれはこうすべきだということは私の今の所見では分かりませんし、これからそういうシンポジウム等でも多分議論されていくと思います。この中でまず一番大事なのは、トンボやほかの生物が住みやすい環境とどうか、その環境保全と、あと美観とか、そういったことも含めた落としどころというか、それをやっぱりこれから皆さんと探っていかないと、一方の意見とか考えに基づく、やはりまたほかからもそういう様々なアクションが起きるので、ちょっとそこは慎重に取り組むべき課題ではないかなあというふうには思っております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員。

○1 番（伊神和弘君） 私も同感で、自然環境をどう守っていくかというところは議論の分かれるところで、よくそのお考えは分かります。しかし、これは個人的な考えなので、ということ踏まえてお話をさせていただきますが、あくまでも今ある自然を守っていく、保護していくということであれば、ある程度人の人工的なものが入っても致し方ないのではないかなあというふうには個人的には思っているんで、そのことを少しここで話させていただきますが、またそれはいろいろ協議していただいて決めて、方向性を出していただければいいかなあというふうに思いますが、笠松の自然と共生を考える会というところと協働してというお話でしたが、先ほど一番最初のどういう位置づけですかという質問に対する答えで、笠松町の貴重な財産だというお話でしたので、そして町外の人をより多く招きたいとか、町内の人もぜひそこで憩いの場としてというようなことでおっしゃっていただきましたので、そのことを踏まえると、どちらかという町が主体となって、もちろん笠松の自然と共生を考える会の御意見も聞くということは大事かと思えますけど、そこに重きじゃなくて、どちらかという町主体で

あその自然環境を守り、活用していくということが大事なのではないかなと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） ちょっと待ってください。

暫時休憩します。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時21分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 先ほどの答弁のちょっと追加というか、実はトンボ池周辺、先ほど水がちょっとかかれてしまったということで、何年か前に岐阜県のほうで井戸を掘っていただいたことがあるんですが、それが結局、今は水が出てこないということで、先ほどお話ししたように原因がよく分からない状況が続いております。

そして、町の主導ということは、町の主導で気持ちはそういうふうにあるんですが、御承知のように河川の部分は国交省の管轄で、例えば笠松町がこうしろと、例えば木1本切るにも国交省木曾川上流事務所の皆さんの管轄で許可が要るということと、木を切るという話一つにしても、専門家、これ本当に岐阜県のトップクラスなんです。岐阜大学の向井先生という、いろいろな新聞でコメントを出していらっしゃる、そういった方々と、またそういうほかの専門家の中でも意見が分かれています。これはどこの環境問題でもそうなんです。

そこで行政がじゃあ半ばごり押しで開発するぞ、もっと見栄えをよくするぞ、皆さんが来やすいようにするぞと言ったときに、今度、笠松町が一部の人から見ると環境破壊しているんじゃないの。あなたたちは環境保全をどう考えているのというような、ああいう人たちはかなりそういうことに対して非常に明確に意見を言われる方なので、そうなった場合に、残念ながら我々はそういった知見というか、ないので、もう立ち往生することがあるので、あくまでもこの共生を考える会というのは、住民主体でありながら、ほかの団体と比べますとかなりの町外の学識経験者、研究者、何人もいらっしゃいますので、多分県がやっても同じような人たちの意見を聞く、そういったレベルだと思っていますので、そこを参考しつつ、また地域の方々の意見も聞きながら、また国交省とも協議しながらということで、非常に何一つやるにも難しいんですが、ただやはり環境と開発のそのバランスは考えながら、しっかりと、やはり皆さん協力してやっていかないと進まない事業であるということは認識していますので、引き続き取り組んでいきたいと思っています。

〔1番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員。

○1番（伊神和弘君） 私、もうかなり前に下羽栗小学校に勤めておりまして、プールでヤゴを捕って放すというのが始まったときにちょうどおりましたので、そういう保護活動と申しますか、に携わって来ましたけれども、それ以来、トンボ天国のところについては非常に愛着を感じておるものでございます。ぜひその環境を何とか後世にうまく伝えていきたいというふうに願っておりますので、ぜひともこれからの対応について、水が枯渇してしまっただけでは守れませんので、ぜひ早急な申しますか、今後熟議を煮詰めていただいて、いい方向に持って行っていただけるようによろしく願いいたしますということをお願いしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問を続けます。

2番 番有里議員。

○2番（番 有里君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

笠松町内における既存の公共施設の活用について質問させていただきます。

中央交流センター、それに付随する町民体育館、笠松小学校をはじめ、地域コミュニティーの維持、義務教育といった、町民にとってはなくてはならない施設において老朽化が目立ってまいりました。先日、中央交流センターで行われた町民美術展開催の折に皆様からお話を伺ったところ、あちこち雨漏りしていて壁の一部が落ちてきた。考え直すタイミングでは。あるいは耐震性がないのに、いざとなったときここに避難できるのかしらといった意見が多く寄せられました。

また、笠松小学校運営協議会においても、現在雨漏りのする教室を使用せざるを得ないことと、空き校舎の活用を考えてほしいとの指摘がございました。

笠松町としては、平成28年6月に笠松町公共施設に関する町民アンケート（公共施設総合管理計画より）という形で町民の皆様からの御意見を募っているようですが、その後年月がたち、少子高齢化の影響もあり、人口構成も変化してまいりました。

そこでお尋ねいたしますことは、1. 中央交流センター、付随する町民体育館、下羽栗会館、松枝交流センター等、地域コミュニティーに欠かせない集会施設。2. 笠松小学校、下羽栗小学校、松枝小学校3校と笠松中学校の義務教育に関わる施設。これらについて、現在の人口構成や産業分布に合った活用、または今後の方針をお聞かせください。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 番議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 番議員さんからの御質問、既存の公共施設の活用についてのお尋ねでございますが、笠松町の多くの公共施設は昭和40年代に建てられた建物が多く、一般的に建物の

大規模改修を行う目安とされる築30年以上を経過する延べ床面積は全体の約8割を占めており、老朽化対策が大きな課題となっています。

また、厳しい財政状況が続く中であって、今後の人口減少による利用需要の変化を踏まえ、長期的な視点を持って、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化し、公共施設の最適な配置の実現を図るものとして、平成28年度に公共施設等総合管理計画（令和4年度改定）を策定いたしました。当計画には、将来の人口推計や今後40年間の公共施設更新費用などを見込み、町民アンケートにより公共施設の利用状況やニーズを把握・集約し、その結果を反映し、数値目標として、延べ床面積を40年間、令和38年度、西暦でいいますと2056年度までに約25%、4分の1の削減を掲げており、その達成に向けて、現在統合、複合化、再編などによる集約化や施設廃止の検討を進めております。

お尋ねの地域コミュニティに欠かせない集会施設につきましては、災害時の避難所確保の観点も重視し、大規模改修や耐震化などによる延命措置をし、個々の施設の状況に応じた対策を施すとともに、令和5年10月から、公民館施設がまちづくりや地域交流の場としてより有効に使いやすくなる施設であるコミュニティセンターへと移行し、以後、特産品販売やマルシェ、キッチンカーが出店するイベントや有料の講演会、パブリックビューイングなどを開催しており、地域活性化の拠点として幅広く利用できる施設になっております。

また、学校施設につきましては、児童・生徒数動向は、過去5年で小学校児童が1,121人から1,028人で93人減り、中学校生徒は553人から533人で20人と減少傾向にあります。一方、学級数は小学校では45から49へ、中学校でも19から20へと双方とも逆に増加しております。これは、特別支援学級の増加や各種活動を実施する教室の要望などにより教室数が不足し、特別教室を普通教室へ転用する対応をしている状況であります。

今後も学校と協議し、近い将来のクラスの数の減少を想定し、児童・生徒の活動場所の確保と手戻りとならない施設整備に努めてまいります。

当町では、今後も厳しい財政状況が見込まれる中、新たな施設の建設などは困難であると想定され、各公共施設の大規模改修並びに既存施設との集約化・統廃合につきましては、議員の皆様と共に慎重に議論を重ねてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

〔2番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 番議員。

○2番（番 有里君） 御答弁ありがとうございます。

1番の中央交流センター、下羽栗会館、松枝交流センター等の集会施設におきましては、やはりお答えのとおり最大の問題というのが老朽化ということであります。しかも、新しい施設建設にはまず予算がかかりますし、今年、長寿命化にも多額の予算がかかるというふうに聞いて

ております。

参考までに、福祉会館の空調設備工事で、来年度予算で約8,000万円という金額が上がってきております。ですので、下羽栗会館や松枝交流センターといったそういう施設も集約化を考えたいところなんです、やはりそういった予算が毎年8,000万単位とか億単位でかかってくるというふうになると、やはり笠松地区よりも人口が増えている地域のことで、非常に集約化というのは難しいんだろうなと私たちも想像いたします。

さらに、2026年、再来年になりますかと思いますが、こども誰でも通園制度という制度も始まるようで、今ちょうど国会において税制が見直しをされようとしているところですので、これも今後やっぱり保育園などに預けて働きたいとか、そういった方でなくてもこの通園制度というのは利用できるようになるそうですが、やはり笠松町においても保育園が足りてくるのかなあというふうにとちょっとちらっと心配しましたので、ちょっとその辺をお答えいただけますでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） それではお答えいたしますが、大前提といたしましては、御質問の内容が建物等の老朽化の御質問になっておりますので、そこについてお答えをしたいと思います。

保育所は、建築年が昭和40年代から昭和50年代にかけて建築をされておりますので、当時、第2次ベビーブームの期間だったと思うんですけども、そこにできるだけ建築面積が既に確保されております。そういうことになっておりますので、現在のこの少子化の状態でありまして、建物の面積等につきましては、こども誰でも通園が始まったとしても対応は可能だと思っております。

そしてまた、ちょうど10年ほど前ですかね、耐震工事だとか、大規模修繕の工事は、保育所、保育園とも施行しております。現在大きな修繕等の補助金等の要望は聞いておりませんので、特に大丈夫なのかなあというふう考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 番議員。

○2番（番 有里君） すみません。突然でしたが御答弁ありがとうございました。

そこで、私たちも視察のほうで王寺町だとか三宅町のほうを視察させていただきましたので、その辺の他県の視察先の現状から取り入れられる面を取り入れていきたいなと思って考えました。

それで、奈良県磯城郡三宅町というところのまちづくり交流センターMi i Moというところがあります。こちらは図書館とか、放課後児童クラブ、まちキッチン、コワーキングスペース、これはテレワークに対応した施設だと思っておりますが、コミュニティルーム、広場、ホール、

それからフリースペース、テラスですね、こういったコミセンにプラスそういった包括支援センターのようなものを全部併設された施設となっております。こちらで例えますならば、岐阜のメディアコスモスさんなんか、図書館といわゆるサークル活動に使えるようなコミュニティーセンターですね、そういったものを併設されておまして、美術展、市展なんかはそういったところで行われるようになっておりますが、笠松町も建物が老朽化してきているということで、そういったより自由な使い方ができる施設があればなあと思うのと、やはり誰でも通園で、要は子供は社会で育てようという方向になってきているので、そういった集会施設などでもより自由な使い方ができるような施設になればなと思います、その辺の御意見をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 公民館を昨年コミュニティセンターに移行した目的をもう一度ちょっとおさらいさせていただきたいと思いますが、これまでの公民館だとできなかった、制限されておりました物販、企業や個人サークルなどの利用、有料イベントなどが開催することができるようになりました。これにより交流センターを会場に多種多様なまちづくりが進められ、地域づくりに役立つ施設になっていくのではないかと、今も大きな期待を抱いているところであります。

先ほどの答弁でも申し上げましたように、様々な地域活性化の取組により、これまでとは異なった施設利用がされるようになりました。従来ですと、公民館だと何か活動範囲が決まっていて、その時点で活動できる団体や、あるいは使用も制限されていましたが、こうしたのが比較的自由になったということでもあります。

議員の御提案のように、今後も町民や地域のニーズに対応したスタイル、機能を持った施設として整備をすべきだと私も考えていますが、ただ御承知のように、老朽化対策という、これもまた非常に大きな問題も同時並行で対応していかなければならないと思います。今後の利用形態とか、施設の整備については、交流センター運営審議会がそういったところを決めておりますので、そこでの検討も重ねつつ、また議員の皆様ともいろいろな相談をしつつ、前向きに進めていきたいと思っております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 番議員。

○2番（番 有里君） 御答弁ありがとうございます。

2番の笠松小学校、下羽栗小学校、松枝小学校、笠松中学校に対するお答えの件なんです、こちらはちょっと質問の都合上、考えを述べさせていただきたくだけにとどめますが、放っておけないのはやはり笠松小学校の南校舎の雨漏り、こちらがもう限界だという声が聞かれております。やはり笠松地区の子供さんの減少ということに対して、また下羽栗や松枝のほうが逆に増

えているということで、教室数も増えて必要になるということで、非常にこの集約化というのが大変なんだろうと実感します。

私も他の市町村をちょっと調べてみたんですが、視察先にありました奈良県北葛城郡王寺町のほうの王寺北義務教育学校のほうになりますと、こちらはやはり小学校、中学校を1つにまとめた、幼稚園からずっと一貫的な教育をしたいということで、そういう目標を持ってやられているんですが、こちらのほうは学ぶ力をつけるということで、やはり受験勉強とかそういったものをぼってしまうのではなく、その子の学びたい気持ち、そういったことを育てようということで非常に力を入れておられるということで、特徴的なやり方だなあと思いました。

それから、私自身でちょっと独自に調べたのは、大垣市の上石津地区ですね。こちらは今、上石津の小学校の3校を統合して上石津学園というふうに義務教育学校となっております。

それから、大垣市のちょうど程近い北方町のほうで、北方町立北学園。こちらは町立の進学塾のほうを併設して、やはり勉強したい子はここでずっと勉強してもらおうということでやられておるようですが、上石津学園のほうは、どちらかというやっぱり自然の豊かさとか、環境のよさを生かして、アートとまちの融合ということで、まちづくりにも芸術を取り入れようということの動きがあるようですので、そちらはやはり芸術家さんがその学校に滞在をされて、子供たちと一緒に作品づくりをすとか、そういったことも行われているようで、いじめとか、不登校ですとか、あと専門的なサポートを必要とするような発達障がいのお子さんでも問題なく学校になじめるという特性があるようです。

やはり笠松町としても、将来的には義務教育学校などを考えざるを得ないことがあろうかと思いますが、そういった集約をただするというのではなくて、笠松町には歴史も文化もやはりすばらしいものがありますので、町の特徴を生かしたそういった集約というのがもし考えられないかなと思います。交流センターやコミセンの施設では、やはりMi i Moのような、ああいう理想的な自由な使い方ができるような方向になっていければなと思いますので、これからも、我々も町長、役場の皆様と二人三脚でいい形で組めるように精進してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問の途中ですが、1時30分まで休憩します。

休憩 午前11時46分

再開 午後1時30分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

一般質問を続けます。

8番 川島功士議員。

○8番（川島功士君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は、岐阜工業高校との連携についてと子育て支援についての2つを質問させていただいております。

岐阜工業高校は笠松町常盤町にあり、通称笠工と呼ばれており、笠松町の高校のように感じておられる方もおられるかもしれません。しかし、学校の創立については、偶然笠松町にできたのではなく、どうしても必要性があつてできた学校という成り立ちになっております。

私が同窓会報49号、50号と2年続けてその生い立ちについて寄稿させていただいたことがあります。今から15年前です。85年の歴史、岐工記念館と笠松と題した原稿を制作するために、笠松町歴史民俗資料館主催の「歴史探訪 登録有形文化財「岐工記念館」を訪ねて」及び「笠松をささえた美濃縞」「岐工70年の歩み」「ふるさと笠松」等の書籍を参考とし、さらには美濃織物協同組合にも訪れてお話をお聞きしてまとめさせていただきました。

岐阜県南部の木曾川沿いの地域では、暴れ川であつた木曾川の影響で、土地は肥沃な状態が続いておりました。天候にも安定した地域で、農家も収穫がたくさんあつたようです。江戸時代中期に始まり、江戸後期にはさらに隆盛を極めた美濃縞という木綿織物が盛んに行われておりました。明治時代には国の主力輸出品として世界中に輸出し、外貨を稼いでいたものです。たくさん売れるがゆえに粗製乱造になり、その窮地を救い、品質の安定を求めて繊維試験場の誘致が進み出します。そこで、織物組合、笠松町地元の有力者を含めて、建設用地に加え、建設資金なども用意しました。そこでできたのが、現在でも岐阜工業高等学校地内にある岐工記念館となっている工業試験場であります。この技術指導で品質の向上と安定を確保することができるようになったわけであります。

時が進み、大正時代になると、さらに生産拡大となってきました。それに対応するためには、新たな人材確保が重要な課題ということが浮かび上がってきたわけです。そこで、織物組合、笠松町などが工業試験場誘致を要請したように、工業学校設置に働きかけ、大正14年に岐阜工業高校の前身である岐阜県第一工業高校が設立されたという流れになっています。この笠松町の創成期を担う産業を支えるためにつくられた学校ということになります。必然性があつたからこそ、ここに存在している学校だということが歴史の中からも分かるということだと思えます。

現在では、まだ私が現役の高校生のときとは違い、桁違いに優秀な学生さんたちが多くなつたと思っておりますけれども、全国の工業高校の中でも優秀な学校として認識されております。その学校や高校生たちと笠松町を結びつけ、支援の方策として、企業版ふるさと納税の活用などが考えられます。その実現に向けて協議中と伺いました。その進捗についてお聞かせください。

次に、その岐阜工業高校は来年度100周年を迎えます。私が入学した年が50周年でした。笠松町としてどのようなことをお考えになられますか。90周年のときは寄附金を贈っておられますが、その考えはどんなものかお答えください。

次に、子育て支援についての質問をいたします。

今議会では、事前に御説明いただきました放課後児童クラブに関する議案が上程されております。これについて質問をさせていただきます。

放課後児童クラブは、子育て支援事業の一環として、保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校低学年児童1年生から3年生を対象に、遊びや集団生活、指導を通じ、児童の健全育成を図ることを目的に放課後児童クラブを開設すると、平成17年度の時点での目的が確認されました。保育所にあったチャイルドルームを放課後児童クラブに替えて運用が始まりました。平成18年から3小学校の空き教室やプレハブ教室を建設し、学校敷地内で行うことができるように教育委員会との検討が平成17年度に始まっています。

このとき、私の子供たちは小学生であり、また松枝小学校のPTAの本部役員をやらせていただいたこともあって、大変よく覚えております。小学校側に大変厳しい対応を取られたことを鮮明に覚えております。3つの小学校の校長先生とかなりのお時間をいただいて議論したことが思い起こされます。また、PTAとしての保護者の方への説明会も、当初は厳しい意見が飛び交ったことが記憶にまざまざと残っております。このような経過により、現在までに利用拡大や利用料金改定などを繰り返しながら現在に至っているわけであります。今議会では利用料金の改定案が提出されています。

そこで、現在の放課後児童クラブについて質問をさせていただきます。

まずは、利用規程についてはどのようになっていますか。利用するための保護者の就労条件や現在の利用料金とその積算根拠をお示しく下さい。

指導者の選定方法基準、配置基準と就労の実態把握はどのように行われていますか。会計任用職員と短時間就労の場合、ともにお答えください。

子供たちへの対応方法はどのような規定に基づいて行われていますか、お示しく下さい。

今回の利用料金改定の算定基準を詳細にお示しく下さい。

今後どのような方針の運営をされていこうとしているのか、お示しく下さい。間違いなく子供ファーストであるというふうに信じてはおります。

たくさん質問いたしました、よろしく願いいたします。これで1回目の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 川島議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 川島議員さんからの御質問、大きく2ついただきましたが、まず岐阜工

業高校との連携についてお答え申し上げます。

岐阜工業高校は、歴史ある地域の高校として古くから笠松町民に慕われており、その専門性のある学科構成や全国レベルの技術者や資格取得への養成、数多くの全国大会へ出場する部活動など、岐阜工業高校の活躍は町民の誇りにもつながっております。また、生徒の皆さんによる地域の活動も盛んであり、今年度も夏休み親子教室での講師活動、キッズウイークに開催したイベント、かさまーるの企画運営、例年のリバーサイドカーニバルでのミニS Lや缶バッジ製作の運営など、生徒自らが町の子供たちと触れ合う機会を数多く創出していることは非常にうれしく思います。

来年の創立100周年に向けて、既に様々な支援の動きがあることは聞き及んでおり、当町も何か協力できないものかと検討していたところ、支援方策の一つとして、笠松町が企業版ふるさと納税を受け入れ、岐阜工業高校の魅力向上に活用してはどうかという御提案をいただきました。企業版ふるさと納税は、自治体の地方創生プロジェクトに対して寄附を行った場合、最大9割の法人関係税が軽減される仕組みであり、当町でも令和4年度より総計1,500万円ほどを受け入れ、競馬場の女性専用施設整備やにぎわいづくり事業に充当しております。この制度を活用して、町外の企業より岐阜工業高校の魅力向上プロジェクトへの寄附を募り、事業展開を図ってまいりたいと考えております。

しかしながら、岐阜工業高校は県立学校であるため、町が直接的に支援する形は難しく、現在、岐阜工業高校OB企業や企業版ふるさと納税のマッチング会社とその事業スキームについて協議を進めており、内閣府や税務関係者に確認を取りながら進めているところであります。この事業スキームが制度上問題ないものと判断されましたら、議員の皆様にも御報告させていただき、適切な予算措置の上、町の事業として岐阜工業高校の魅力向上事業をスタートさせたいと考えておりますので、その節には御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、放課後児童クラブについてでございますが、利用規程についてから、今回の利用料改定の算定基準までについては、住民福祉部長から後ほど答弁させていただきますので、私からは最後の質問の今後どのような方針の下、運営されていこうとしているのかを先に答弁させていただきたいと思っております。

こども家庭庁が放課後児童クラブ運営指針を作成しており、今後も国の指針に沿って、指導員が子供たち一人一人に寄り添い、子供たちが安心・安全に児童クラブを利用できるよう遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ってまいります。そのためには、子供たちと接する上で必要な知識や技能の習得・維持に努めていただくため、県主催の研修に積極的に参加していただきたいと考えております。今年度、町でも3地域の児童クラブの指導員に対し、児童がけがをしたときの応急処置の研修及び交流会を実施いたしました。来年度以降も指導員の質向上のため、こういった研修を実施していこうと考えております。

また、平日は会計年度任用職員などで運営しているところですが、夏休みなどの長期休暇期間は、利用する児童も増え、開設時間も長くなることから、職員不足に陥る可能性はあり、資格免許を保有する職員の確保は課題であると感じております。夏休み前に広報やホームページ、ハローワークなどで指導員の募集をしておりますが、毎年指導員の確保に苦慮しているところでもあります。そのため、子供たちが安心・安全に放課後児童クラブを利用するためには、常に資格免許を保有する指導者を安定的に確保する必要があり、そのためには、ほかの自治体でも導入の例がある委託や指定管理制度の導入なども十分にあり得るのでないかと考えております。

また、近隣で見られるような民間事業者による放課後児童クラブの運営、例えば教育事業関係者が設置運営として塾と放課後児童クラブを併用して実施する形態を模索されていることもお聞きしていますので、利用者に合った放課後児童クラブの形も調査・研究してまいりたいと考えております。

以上で私からの答弁は終わらせていただきます。

○議長（伏屋隆男君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） それでは、利用規程についてどのようになっているか以下からにつきましては、私のほうからお答えをいたします。

保護者が労働などによりまして昼間家庭にいない小学校に就学をしている児童に対して、授業の終了後や学校の休業日に適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図るため、笠松町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例、そして笠松町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例施行規則に必要な事項を定めております。その条例の中には、対象になる児童、それから疾病児の利用の制限、実施の日及び実施の時間、そして指導員になる基準、利用料など基本的な事項を定めておりまして、施行規則のほうには、入所の要件、入所及び退所の申請、そして利用者や保護者からの苦情があった場合についての対応などを定めております。

その次になります。利用するための保護者の就労条件や現在の利用料金、その算定の基礎をお示しくださいということでございます。

放課後児童クラブの入所の要件は、先ほどの笠松町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例施行規則の中の第2条におきまして、保護者が居宅外で午後4時以降までの就労が月に15日以上で、その状況が3か月以上継続すること、そして、ただし、小学校の休業日については、居宅外で5時間以上継続して就労することなどを定めております。

利用料金につきましては、利用形態によって異なっておりまして、現状は14区分に分かれておりますので、主な利用形態で申し上げます。

通常の事業日の月曜日から土曜日までの利用で月額6,000円、土曜日のみ利用の方で月額2,000円、そして8月の夏休みのみの利用の方で月額8,000円、8月の夏休みと事業日の利用で月額9,000円という形になっております。

国の放課後児童クラブの運営費の考え方というのがございまして、その中で運営費の約5割が利用者の負担、残りの5割を公費負担というふうに示されておりますが、現状の年間の利用料とでは相当な開きがございまして、直近で申し上げますと、令和5年度、2023年では、利用者の負担割合が33.7%、残りの66.3%を公費のほうで負担しております。今年度の見込みでは、利用者負担割合は約35%と見込んでおります。本来は国が示すところの利用者負担割合の5割までの引上げを検討するところであるかもしれません。しかしながら、保護者の急激な負担増の感じだとか、近隣の自治体の状況などを考慮いたしまして、激変緩和といった意味も含めて今回、運営費の40%相当に当たるよう利用料のほうを基本的には20%増額をいたしまして、ちょっと端数のところは500円単位で切上げを行っております。そして、上限のほうは1,000円までという考え方でいたしました。この算定の中には、主な費用としては人件費だとか、それからおやつなどの食糧費は含んでおりますけれども、修繕工事、特に最近では空調の取替工事などを行いましたが、この経費については入っておりませんので、実際の事業運営費という本来の考え方からいきますと、利用者負担の割合はさらに下がるということになります。

続きまして、指導者の選定方法基準、配置基準等、就労の実態把握などはどのように行われているか、会計年度任用職員と短時間就労の場合ともにお示しくださいということでございます。

会計年度任用職員の指導員につきましては、保育士、社会福祉士、教員等の資格を有する者を優先に採用をいたしております。会計年度任用職員の指導者の約9割はこの資格を有する方々です。長期休暇などで臨時的に採用する方は、以下、川島議員さんがおっしゃられるところの短時間就労の方という呼び方でお答えをいたしますが、保育士など、これらの資格を有する方も見えれば、有しない方も見えます。

指導員の配置基準につきましては、国のほうでガイドラインがございまして、放課後児童クラブ支援員の数は1クラスごとに2名以上とする。ただし、支援員の1人を除き、支援員の補助をする者をもってこれに代えることができるとされております。児童支援員とは、先ほどの保育士、社会福祉士、教員等の資格を有する方で、かつ県の研修を修了された方をいまして、また、1クラスの児童数はおおむね40人以下というふうに示されております。保育士、教員などの資格を有し、かつ県の研修を修了した会計年度任用職員を支援員とし、それ以外の職員は支援員の補助という形で配置をし、運営をしております。

笠松放課後児童クラブと下羽栗放課後児童クラブは平日2クラスで運営をしておりますので、指導員が4人ずつ必要となります。松枝放課後児童クラブは平日4クラスで運営をしておりますので、指導員が8人必要となります。ただし、利用する児童が少ない日もございますので、クラスを統合して合理的な運営をしているというような場合もございます。現在、笠松放課後児童クラブの会計年度任用職員は6人、松枝放課後児童クラブは9人、下羽栗放課後児童クラ

ブは8人見えます。

勤労の形態は、指導員によりまして週1日から5日まで、希望日、日数様々でございますが、なるべく本人の希望に添うように各クラブのほうで勤務のシフトを作成しております。各クラブで必要な人数に満たない日というのも発生してまいりますので、そのときには短時間就労の方などを利用している状況ではあります。ただし、夏休みなどの長期期間につきましては、利用児童も増えます。そして、開設時間も長くなることから、会計年度任用職員及び短時間就労の方だけでも、また運営ができないということもありますので、免許を保有する派遣会社からの派遣職員により指導員を確保しているといった状況もございます。

指導員の就労実態の把握につきましては、以前はいわゆる昔ながらの紙の出勤簿というのを使用しまして、出勤状況を現場のリーダーだとか町の職員において把握をしておりました。しかしながら、町のほうではDXを推進いたしております。事務の合理化を図るため、令和6年の2月から町職員作成による指導員勤怠管理システムというものを導入しております。これは雇用の形態に関わらず、指導員は勤務時間を御自分のスマートフォンだとか各クラブに設置してありますパソコンのほうに入力をし、そのデータを翌月、町の職員のほうで勤務実績を集計しまして、給料のほうはお支払いをしております。その際には、事前に作成していただいた勤務のシフト表と、それから指導員のほうで入力をされた勤務実績とを確認して、整合性を図りながら確認をしておるということを行っております。

続きまして、子供たちへの対応方法はどのような規定に基づいて行われているかというお尋ねでございます。

こちらにつきましては、こども家庭庁のほうで放課後児童クラブ運営指針のほうが作成されております。これに沿って指導員は子供たちへ対応をしているところです。

その指針の中には、放課後児童クラブにおける育成支援の内容とありまして、1つ目、子供が自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるように援助をする。2つ目、子供の出欠席等、心身の状態を把握し、適切に援助をする。3つ目、放課後児童クラブでの生活を通し、日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるように援助をする。4つ目として、子供が安全・安心に過ごすことができるよう環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにするなど、放課後児童クラブが子供にとって安心して過ごせる生活の場となるように健全育成に努めております。

最後になりますが、今回の利用料改定の算定基準を詳細にお示しくださいとのお尋ねでございます。

これは最初に申し上げました説明と基本的には同じことになるんですけども、放課後児童クラブの国の考え方は、先ほどのように運営費の約5割を利用者負担、残り5割を公費負担とされておりますが、現状は相当の開きがございますので、今回の利用料改定についても先ほど

御説明したとおりでございます。こちら先ほど申し上げたとおり、概算で約4割の負担になるというふうに見込んでおります。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） たくさん質問をさせていただきましたが、非常に細かい答弁まで御丁寧にありがとうございました。

少しずつ再質問のほうに移らせていただきますが、まずは岐阜工業高校との連携についてありますが、これは答弁の中にもあったと思うんですけども、OB企業とかマッチング会社、それから税務に詳しい方などを交えて協議されているということは私も聞き及んでおりますので、ぜひともうまいスキームができることを祈って、笠松町、それから学校、それからOB企業の皆さん方が三方よしの形になるようにぜひ進めていっていただきたいというふうに思いますし、来年100周年事業がありますが、実はそこには来賓として町長もお呼びすることに協議をさせていただいております。ですので、90周年よりは100周年という一つの大きな節目ですので、ぜひとも大きな御支援をいただけるようによろしくお願いを申し上げます。

それから、まず今度は放課後児童クラブのほうに移らせていただきます。ちょっと細かいことやら言いにくいことなんかもあるかもしれませんが、ちょっとよろしくお願いをいたします。

最初に、いろいろたくさんあったので、全部が全部頭に入り切れないので、取りあえず私として考えてきたことを含めて、答弁も含めて質問させていただきますね。

まず、入所の条件なんですけれども、保護者が4時以降で月15日以上でしたか、状態が3か月以上継続することというふうになっているわけなんですけれども、保護者の方で働いておられる方というのは、結構フルに毎日働いておられる方ばかりではないというふうに理解をしております。ということは、シフト制で働いておられる方が結構おられると思うんですね。そうすると、月、火、水であったり、木、金、土であったり、そういうふうになった場合に、月15日以上という、その月のまたがり方によって15日にならない月というのが出てきたりするんですね、シフトの状況によっては。ということになっているわけなんですけれども、この15日というのとか、4時以降というのは、何かそういう、最初のときに、つくるときに、こういう指針みたいな指導みたいなものがあつたのかどうかについて、まずお聞きします。

○議長（伏屋隆男君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 当時の指針のお話ですけども、大分昔の話になりますので、当時の職員もほぼ残っていないと思われまして、ちょっと推定の域は超えないんですけども、始める段階ではやはりキャパオーバーになってしまって教室が足りないとか、指導員が足りないとか、そういうのを懸念してとか、近隣の状況を見ながら決めたのではないかなあと推測をされます。

今回、料金を値上げするといったところに当たりましたので、もう一度ちょっと内部で考えておるような状況ではございますが、現状の施設の面積を超えず、指導員も今のところ確保するのがほぼ限界なのかなあとと思いますので、そこを超えないぐらい、逆に言えば、そこを超えないぐらいでしたら、見込める範囲でちょっと緩和ができないかなあとということで考えてはおります。そこにつきましては、一応必要性の高い低学年のところの方とかは、15日をちょっと緩めるとか、時間のほうをちょっと緩めるとかという方向には考えてはおります。

[8 番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

料金を値上げするという事は、値上げする以上はやっぱりそれなりに利用しやすい状況というのをつくっていただくことがどうしても必要だろうというふうに思いますので、例えば各務原市の場合ですと、昔、以前は同じように月15日という設定だったのが、現在は月64時間という時間制にしておられます。その日にちによるシフトの違いというのを、その月ごとによって3か月連続ができない場合もあるということで、そういうのの解消のためにそういうふうに時間に変えておられるということもありますし、先ほど低学年のということであると、例えば小学校1年生から3年生までについては、各務原市では4時じゃなくて15時以降働いているというふうにしています。4、5、6年の高学年のほうは4時以降というふうに時間を変えておられます。ぜひとも、もちろんだれぐらい増えるかというのは今後の負担にもなると思いますので、その辺のところを考慮しながら、こういったことも検討していただけるとありがたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それらのことというのは、結局、第2期笠松町子ども・子育て支援事業計画というのは令和2年3月に策定されておるんですけども、その中で、仕事と生活の調和を実現する視点というのがはっきり書いてあるわけなんです。その中で、基本目標として子育てと仕事とのバランスが取れる働き方の支援に努めると、ここにも明文化されております。ですので、値上げをするのであれば、より一層こういうことをできるように考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） もちろん社会はどんどん変わっていきますし、雇用形態も変わっておりますし、再来年度には103万円の壁も撤廃されるという方向なので、今後そういった利用者が増えていくことは予見されますが、一方で、この放課後児童クラブの運営の第一前提は、やっぱり安全・安心な施設であるということですので、どんどん来てくださいと言って、指導員が足りないのに、キャパオーバーになって事故が起きてしまったり、逆に入れない人が増えてしまうということもやっぱり十分予見されますので、そこは需要と供給のバランスを考えた上で

やらないと、これは本末転倒になってしまうと思うので、そこは行政もしっかり見込みを考えながらやっていくべき事柄ではないかなあとは考えております。

[8 番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

子供たちが安心して安全に過ごせる場所を提供するというが一番大事なことです。ぜひともそういうことを前提にしながらやっていただきたいということなんですけれども、あとそういうことをやっていくためには、やっぱり指導員の方の研修というのはとても大事なことだと思います。今、県の研修を受けられた方ということでありましたけれども、研修というのはどんな種類のやつがほかにあるんでしょうか。

それと、例えば個人的に何か受けたいというものがあつたら受けられるような制度というのか、多少なりとも費用を少し出していただけたらとか、足代が出るとか、そういった制度というのがあるんでしょうか。指導員の方のモチベーションを上げていくためにも、モチベーションを上げていくというのは最終的に子供たちに影響が出てくると思うんですけれども、そういったことというのは考えられていますか。今はそういう制度はありますか。未来はどうなりますか。

○議長（伏屋隆男君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 研修のお尋ねでございますが、現在は県の主催のほうで、例えば県庁とかで募集している研修のほうには参加をさせていただいております。希望を取りまして、希望される方だけ行っていただいておりますが、もちろんその研修の時間のほうも勤務時間としてカウントして実施しております。

[8 番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

個人的に受けたいというものがあつてというようなものであれば、そういうものも受けられるような、そういう制度というのは今後もまたぜひ考えていくようにしていただけたらと、最終的に子供たちのほうに戻っていくのではないかなというふうに思いますので、ぜひともよろしくお願いをいたします。

もう一つ、会計任用職員というのは、毎年毎年契約を更新していくわけなんです。年度末に来年度の契約を、例えば週何回で何時間働くという契約を結んでおられると思います。実際のシフトや勤務がその契約内容と合っているかどうかということについてはどのように把握されておりますか。

○議長（伏屋隆男君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 勤務の実態のほうですけれども、こちらはまず当然採用のとき

に希望とかかれて、こちらと折り合った条件で採用はしております。それで、確認のほうにつきましては、基本的には各児童クラブのリーダーさんが見えますので、その方が確認、当然シフトを組まれるのもリーダーさんのほうでやっておられます。最終的には町のほうの職員で確認をして、基本的には一緒だよねというところは確認をしておるんですけども、どうしても当然祝日だとか夏休みの始まりとか終わりの加減で、当初の予定どおり確実にできているかという、できていない週もあろうかとは思いますが、そこは、年間を通して希望される希望時間数はなるべく確保するには現場のリーダーさんも頑張っつけてはみえるとは思いますが、すべての希望がうまくいくわけでは実際にはないと思っておりますので、少々のご事情は、現場ではあるのかなあと考えておりますが、時間数は限られておりますので、その中でうまくいくように調整を図っていきたくと思っております。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

ぜひともきちんと確認を取るようにはしていただきたいなあというふうに思います。私がお聞きした場合によりますと、定常的に契約を履行してもらえていない方がおられるようであります、現実には。それにはいろんな事情があるんですけども、個人攻撃になってはいけませんので、私はあえて言いませんけれども、そういうようなことがあるので、ぜひとも考え直してくださいということをお願いしておきます。

それにもう一つ、それに付随してというか、そこからの派生ということ、例えばある児童クラブの9月、10月の土曜日の利用と指導者の実態についてという表をいただきました。

9月14日、利用者4名、指導員数が午前4名、午後2名。9月21日土曜日、利用者7名、午前4名、午後2名。午前、午後、利用者の数は一緒です。9月28日、利用者5名、午前中は3名、午後から2人。10月2日土曜日、利用者6名、午前中の指導員が3名、午後から2人。利用者の数が変わらないのに、なぜ午後だけが2人体制で、午前中だけ多い設定になっているのでしょうか。例えば9月26日と10月2日の場合でいうと、その3人の方というのは、会計年度任用職員1名、登録指導員1名、派遣指導員1名の3名です。10月2日のときもそうです。午後の2人というのは、会計年度任用職員が2人ずつだそうなんです。そうすると、午後の人から言わせると、何で午前中だけたくさんおって、同じ人数なのに午後だけ2人になってしまうのかという御意見が出ているそうです。

そういうことの実態というのは、利用人数に対して指導者数が足りているか足りていないかというのが、町側としては最低今言われたように2人は要ということなんで、でいうと、そういうことについてはどのような確認を取られていますか。

○議長（伏屋隆男君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 9月の一部の日で、利用者の実態と指導員が合っていないのではないかというお話ですけれども、余ってしまうような状況というのは、ちょっと現状発生してしまうことになります。利用というのは、当然事前にこの日を使いますということで申請、登録をされて、それに合わせて皆さんが来る前提でこちらは、こちらというか現場のほうでは体制を取られます。そうすると、土曜日とかですと、基本的には派遣職員のほうでそこを埋めるという手法を取りますので、派遣職員を頼んでしまうと、当日というか前日ぐらいで要らないですということがキャンセル利かないので、ちょっと雇わざるを得ないのかなあという日も出てしまっているのが大きな要因なのかなあと思いますので、やはり現状の直営で雇う会計年度任用職員、それから短時間就労の方、そしてさらに派遣の職員、これをミックスさせて運用していくというのは、こういったところで無理も発生するのかなあというところも、最初の答弁で町長のほうからお話しさせていただいたように、そういったところをクリアするには、やはり一元管理ができるような全部委託だとか指定管理者制度ということで、ほかの自治体、始めてみえますけれども、トータル的な運用ができるということを考えていくというのも一つの方法なのかなあ、解決策としてはそういう方向もあるのかなあというふうには思っております。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

一つ言えるのは、ここ土曜日というのは定常的にこういう形だそうです。先ほどもその利用区分の中に、ウイークデーと土曜日とセットで6,000円、土曜日だけだと2,000円というのだったそうです。そうすると土曜日は本当は使う、親も休みで使わない人が結構いるのに、セットで頼まなければならないという状況になっています。そうするとセットで、例えばその場合も登録されている方の人数というのは数十人だそうです。でも、実際に土曜日来るのは1桁だそうです、ほとんど定常的に。でも、定常的に2人、午前中は4人になっているというふうにお聞きしました。

これは、そういう利用区分を、先ほど言いましたように、例えば月曜日から金曜日までにする、土曜日を頼む人は、もともと先ほど言いましたように、土曜日だけだったら2,000円という設定があるのであれば、月曜日から金曜日までで幾らで、土曜日まで頼む人はプラス幾らというふうにすれば、土曜日使うかもしれんで取りあえず登録だけ入れておこうという方というのは減らせるんじゃないかな。必要な来そうな人の算定基準になる利用者数というのも把握しやすいと思うんですが、そういう考え方というのは間違っていますか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） これ、すみません、2つ問題があると思います。

まずこれ、利用者の皆さん側も、登録はしてあるけど来たり来なかったりということで、なかなか見込みができないということで、例えばキャンセル制度、例えばキャンセル料をいただく、予約したものの、これは普通の飲食店とか宿泊施設でもあるので、そういった方法である程度利用されるんだったらしっかり来ていただくことも一つの方法ですし、また運営側としても、やはりこれは、労務管理というのは非常に難しい問題であります。正直言って、現場のリーダーさんにお任せする部分があると思うんですが、多分その人たちは子供たちのお世話については専門的な知識は持っておられるかもしれませんが、こういったシフトとか、あるいは指導ということに関しては、私、現場を見ていないので分かりませんが、なかなか難しい部分があるし、それが負担になっているんじゃないかと思います。

多分、川島議員も同じだと思いますが、こういうことをやっぱり解決するには抜本的に解決しなきゃいけないと思います。先ほどの小学校の雨漏りじゃございませんが、ならば、ここに民間のそういったとか、今度給食センターもやりますが、そういうのも一つの手ではないかなあというふうに思います。まず、そのボトルネック、問題となっている部分をしっかりと洗い出し、それを解決するにはどうかということ、またこれから内部で検討しつつ、皆さんが使いやすいくて、そしてなおかつ効率的で、そして安全・安心な施設については、いろんな方法を、何でしょうかね、聖域を設けずにやっぱり考えていく段階に来ているなあと、今、議員さんからの話を聞いて改めて思いましたので、またしっかりとその辺は踏まえていきたいと思っております。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

本当に労務管理というのは大変だというのは私も経営しておりましたので十分分かっておりますし、日本人以外の者も雇っておりましたので、非常にうまくいかなかったということも本当に骨身にしみて分かっていますので、特にシフトの管理というのは難しいというのは十分分かっておりますが、例えば民間にお願いしたらできるのに、何で役所がやるとできひんのかということというのは、民間ならできるけど、役所ならできないというのは、何か放っぼり出しちゃっているというふうに思われてしまっはいかんと思うので、それにはもっときちんとした前提をつくっていただきたいなあというふうに思います。

それで、ここにね、1枚の文書を、笠松町役場福祉子ども課長の名前で、勤怠管理アプリの入力について通知という文書を見せていただきました。これを見せていただくと、アプリを使って入力した勤務形態について誤りがあったので、本当は入れなきゃいけないのを忘れていたので払われなかったとかということがあったようであります。それはアプリを利用して入力する方の問題も大きいと思いますし、こういう文書を出されたのはそのためだと思うんですが、

それを確認するのにシフト表や、毎日日誌が紙ベースで書かれているそうなんですけれども、紙ベースの日誌を見て確認をしますというふうにこの文書にも書かれてあるわけなんですけれども、聞いたところによると、10月の日誌が12月2日の時点で児童クラブに置いたままになっているところがあるというふうに聞きました。持っていった形跡はないと。もちろんクラブから持っていったこともないということになると、実際に労務管理ができていないのかできていないのかというのが非常に曖昧な、支払いに関連するところが曖昧な状況になっているような気がしてなりません。やっぱりきちんとした管理をしないと、やっぱり働いていただいている指導員の方のモチベーションというのはどんどん下がってってしまうというふうに思いますので、その辺のところの管理というのはどうなっていますか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） これは本当にその人も申し訳ないと思うんですが、この今お話を聞いて、大きな問題、この原因はDXが中途半端だなあと。アプリで入力したのと紙ベースで照らし合わせるということは、やっぱりどうしてもそこら辺がミスがあるので、議員もDX推進派だと思えますんで、これからそういう労務管理の日誌等も、できることならしっかりとスマホやパソコンに入力して一元管理できる、そういった取組をしっかりとまた内部でやるのか、またそういうのは業者でやるのかも含めて、併せて会計年度職員さん、そしてうちの職員さん、そして議員さんも含めて、もうDX推進のためのスキルアップをこれからしっかりとやっていく。今お話を聞いて改めて思いましたので、御提言、どうもありがとうございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

日誌も紙ベースで月に1回じゃなしに毎日書いてクラウドに上げてしまえば、それだけのものなので、そうすれば毎日管理するほうも、毎日見れば、例えばノーコードの作業ができるというやつを購入されているということなので、それで、もう決められたところに人数を入れていけば、CSVファイルにも、それから表にもできるというふうに思いますので、グラフにもなると思いますので、ぜひそういった方向で検討をしていただきたいと思えますし、そういうことであるなら、議会のほうのペーパーレス化もぜひ推進していただきたいということを、ちょっと関係ないですけども、一言だけ申し添えておきます。

それから、先ほどの利用料金の中におやつの料金が入っているというふうに言われておりました。おやつのことなんですけれども、実は、春休み、夏休みは午前と午後おやつを出していたんだけど、秋休みからはなしにすると、午後だけにするみたいな通達があったそうです。それがあったのは9月27日にあったそうです、役所の担当から。そういうことになると、なぜなるんですかということ、予算がなくなったからだという、そういう説明だったそうです。

そういうのというのは、やっぱりあんまり現場の方に説明する方法としては、いい方法だというふうには思わないですし、おやつ料金が利用料金に入っているのであれば、保護者の方からクレームが出かねない内容だというふうに思います。それは、今後どのように管理をされていくのか。

例えば、私、笠松町の監査をさせていただいておりますけど、おやつ代金として毎月10万だか15万だかというのが出ているというのは確認をさせていただきました。ところが、その内容については、会計というのは分からんわけですよ。例えば会計任用職員の全体の支出額というのは会計監査のときに分かるんですけども、その中身については分からんわけですよ。だから、例えば監査というのは、事業全体のことを見るのを監査であって、帳簿の出入りが正しければいいだけやったら監査とは呼ばないんですね、監査の意味としては。例えばそうであるなら、会計のプロ、会計に明るい人が1人来ていただければそれでいい。議会から出ているということは、やっぱり事業の中身をきちんと監査すべきだろうというふうに思うんですね。だから、そういうことにおいて考えると、これは今回の質問にはありませんけれども、ぜひとも前向きに考えていってほしいということを申し添えておきます。

それともう一つ、安心・安全というところで、実はフリスビーというおもちゃを使っておるんですね。副町長には前写真も見ていただきましたけど、もうばりばりになっていて、それをセロテープで貼り合わせて遊んでいる。それは本当に安全という意味において、フリスビーなるものをセロテープで割れたやつでばりばりになったやつを投げて遊ぶというのはあり得んことです。それは予算がないから買い換えられない。ボールが松枝には1個しかないという話で、ボールが欲しいんですがと言ったら、ある方がどなたかに寄附してもらってくださいと言われたと。それというのは、やっぱりさっき言った、これから先、子供たちをファーストにと考えていくと、そういう判断の回答になっていないと思うんですけども、ぜひともそういうことがないようにしていただきたい。子供たちや預けている親御さんたちが安心して安全に過ごせる場所をつくっていただきたいと思いますが、その思いはよろしいですか。

○議長（伏屋隆男君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） フリスビーの件ですけれども、ちょっと先日、川島議員さんのほうからお話をいただきましたので確認をしたところ、放課後児童クラブの備品ではないということでした。ちょっと誰が持ち込んだかは分からないんですけども、誰かが持ってきて自分たちで使っているうちに壊れたというもので、それを個人で持ってきたものを町のほうで代替の物を買えるかという、ちょっと考え方としては厳しいのかなあとということで、現場の職員たちはそう答えたのかなあと思います。

つい最近のお話なのかなあとって、それも調べましたところ、夏休みの時点では既にその割れたというフリスビーは廃棄したということを知っておりますので、現状はその危険な物は、

個人の物だとは思いますが、使われていないということで、どうもそのときにいただいたのが1つではなくて、複数あるようで、それは子供たち、遊んで使っているようです。それも当然劣化はしていきますので、劣化のときにちょっとひび割れたりとかいうところは、せっかく遊んでいるということもあるので、指導員のほうで補修をしながら安全な物という形であるうちは使っているようですので、そのような話のやり取りで、職員のほうから川島議員さんのほうに伝わったのかなあということで、現在は安全な物で遊んでいると思われま

[8 番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） もう時間がありませんのであれですけれども、分かりました。そういう経緯を調べていただいたんなら、そういうことだろうというふうに思いますけれども、そういう物を持ってきて遊ぶということはどういうことなのかということ、きちんとやっぱり子供たちに指導していくというのも安全・安心のためだと思いますし、割れた物を使っているということがあれば、それはやめさせるべきだろうというふうに思います。安全・安心のことを第一に考えるのなら、やっぱりそこところはきっちり徹底して、子供たちのために、預けている保護者のために、頑張ってくださいたいというふうに思いますので、これにて質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問の途中ですが、2時40分まで休憩します。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時40分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

一般質問を続けます。

7番 尾関俊治議員。

○7番（尾関俊治君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問させていただきます。

まず初めに、予防医学について質問をさせていただきます。

今回は、全身に影響を及ぼす歯周病をなくすことで健康になり、予防医学になることが考えられますので、よろしくお願いたします。

歯周病の原因となるのは歯垢と呼ばれる細菌です。歯垢は歯磨きが不十分な部分に付着するねばねばした光白色の粘着物です。この歯垢は時間とともに量が多くなり、酸素が少ない状態になると歯垢の中で酸素を嫌う嫌気性菌が多くなります。嫌気性菌が歯肉に攻撃を仕掛けて身体の中に侵入しようとし、身体は菌をやっつけて侵入を抑えようと攻撃します。これが歯周病の始まりで、歯肉からの出血、発赤、腫脹などの炎症の症状です。この中でも出血は歯周病菌と白血球の戦いのあかしです。出血をそのままにしておくと、歯垢は歯周ポケットの中に潜り

込み、どんどんと歯周組織を破壊していき、炎症を繰り返していきます。歯周病が起こるということは、口の中で常に炎症が続いているということです。その際、炎症によって出てくる毒性物質が歯肉の血管から全身に入り、様々な病気を引き起こしたり悪化させる原因となります。炎症性物質は、血糖値を下げるインスリンの働きを悪くさせる糖尿病、早産、低体重児出産、肥満、血管の動脈硬化させる心筋梗塞、脳梗塞にも関与しています。

また、歯周病菌の中には、誤嚥により気管支から肺にたどり着くものもあり、高齢者の死亡原因でもある誤嚥性肺炎の原因となっています。歯周病菌の一つP g菌が持つジンジパインというたんぱく質分解酵素は、アルツハイマー病悪化の引き金を持つ可能性が示唆されています。つまり、歯周病の予防・治療を行うことで、全身の様々な病気のリスクを下げるのが可能です。日々の歯磨き、口腔ケアを見直すことで、健康につながられる予防医学になります。

そこで、1つ目の質問ですが、歯科医院で三、四か月に1回程度、歯の定期検査とクリーニングを積極的に実施するための啓発をしてはどうかと考えますが、町長と教育長の考えをお聞かせください。

2つ目の質問ですが、全町民への歯科医院にかかる歯の定期検査とクリーニングの医療費の助成をしていただけると、多くの住民の皆さんが受診をしやすくなり、健康につながられ、予防医学になると考えますが、町長の考えをお聞かせください。

次に、笠松小学校南舎の雨漏りについて質問をさせていただきます。

10月28日、笠松小学校運営協議会で懇談会があり、笠松小学校地区の6名の議員が参加いたしました。その際、校舎の見学、授業参観をいたしました。そのときに一番気になったのが南舎3階の教室で雨漏りを防ぐためのブルーシートが天井に貼ってあり、またところどころにバケツが置いてあったことです。このような環境で授業等が行われているのは衛生的によくはないのは十分承知いただけていると思います。

そこで、1つ目の質問ですが、笠松小学校南舎の雨漏りについて、今までどのような対応をしてきたのか、時系列でお聞かせください。

2つ目の質問ですが、雨漏りしたままではよくないと思うのですが、これからの具体的な雨漏りの対応策をお聞かせください。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 尾関議員さんから、今回は歯周病予防対策と笠松小学校の雨漏りについてのお尋ねでございますが、まず歯周病についての答弁をさせていただきたいと思います。

御質問の中でも触れられているように、歯周病が全身の疾患に関連していることから、母子保健法や健康増進法などの法律に基づき、妊婦歯科検診や乳幼児歯科検診、20歳から70歳まで

の10歳刻みの方を対象とする歯周疾患検診、後期高齢者である75歳以上の方を対象とする口腔検診に加え、町独自に25歳から65歳までの5歳刻みの年齢の方にも対象を拡大し、歯科検診を実施しております。

さらに今年度より、これらの検診を歯科医師会の協力の下、全ての歯科検診を集団からかかりつけ歯科医を推進し、より受診しやすくなるよう、医療機関での個別検診に切り替えて実施を始めたところです。

歯科検診の勧奨や歯周病予防の周知としては、対象の方への案内や一般的な広報に加え、幅広い年齢層となるよう、乳幼児健診や各種の集団検診会場などで、歯科衛生士が歯周病予防と定期的な検診の重要性についての啓発を行い、個別に相談に応じ、丁寧に説明を行っております。

また、羽島郡市では歯科医師会と連携し、毎年、歯と口の健康フェスティバルを開催し、子供から高齢者まで参加できる内容で啓発活動を実施しています。既に来年開催予定のねんりんピック会場において、健康コーナーとして口腔チェックなどの実施を羽島歯科医師会からお申出いただいております。

今後、全身疾患の予防にもつながる口腔ケアについて、健康増進の協定を締結した明治安田生命や生活協同組合コープぎふをはじめとした民間事業者とも連携し、介護の日フェアやちよいスポ健康フェスタなど様々な機会を捉え、予防受診、早期治療を行う大切さや、日頃から口腔のセルフケアの実行や歯周病の原因となる喫煙など生活習慣の改善など歯周病予防を周知し、その対策を図ってまいります。

次に、検診や医療費の助成についてのお尋ねでございますが、先ほど申し上げたように、歯科検診は各法律による義務づけにて整備されており、加えて当町では25歳から65歳までの間、5歳刻みで上乘せで実施しております。また、就職後は各健康保険者により、歯科検診助成制度が設けられております。

現在、各市町村や職域でのライフステージに合わせた検診が実施されておりますが、国の骨太方針2022において、国民皆歯科健診について初めて記載され、厚生労働省などでその対応について検討されているところであります。

例えば、全国民を対象とするため、唾液などを利用して各市町村や職域で簡易に検査する方法の導入や、いまだ2割程度の自治体で歯周疾患検診が実施されていない現状など、切れ目のない検診実現を目指し、調査・研究を行っている旨が発表されています。

また、今年度から12年間の計画期間とする歯・口腔の健康づくりプランも厚生労働省より公表され、生涯にわたる歯・口腔の健康に関する取組、目標が示されています。そのため、全町民に対する歯科検診の実施については、このプランや今後発表されるであろう国民皆歯科健診の具体案に対応することで実現可能となると考えられますので、引き続き調査・研究してまい

りたいと考えております。

また、助成についてであります。現在、ライフステージに合わせて市町村や職域で検診が実施されており、自己負担額も各制度ごとで算定されています。

今回、全町民の歯科検診と歯のクリーニング費用に対する助成制度についてお尋ねいただいておりますが、当町の歯科検診は1件5,000円前後の費用が発生し、その5%から10%のみを自己負担金として徴収しており、既に助成しているものであると考えています。確かに、無料で検診を実施している県内市町村もありますが、人口当たりの受診率は当町と同等であり、費用負担の軽減が直接受診率向上に反映しないことを物語っております。これは、厚生労働省作成の受診率向上施策ハンドブックなどで引用されているノーベル経済学賞を受賞した行動経済学者が提唱するナッジ理論によれば、もともと高額でない自己負担金を徴収しても受診率に大きく関与する証拠は不十分である。つまり、安ければ安いほど受診率が向上するとは限らないとされ、この理論を証明する一端であると考えております。このほか国の調査では、定期受診をするしない要因として、性別や年齢のほか、時間的経済的な余裕、健康に対する意識、身近に定期受診をしている人がいるかなどの点が大きいという結果でした。これらのことから、自己負担金の軽減は継続的な受診につながる効果は限定的と考えますので、当分は現状制度を継続してまいります。

また、歯周ポケットや歯石などのクリーニングに対する助成についても、公的医療保険制度の公平性や相互扶助を考慮すると助成は望ましくないと考えます。歯周病が認知症や動脈硬化の要因になるようではありますが、歯周病だけ対策しても認知症や動脈硬化が防げるわけではなく、病気の早期発見・治療には全身の総合的な検査、人間ドックの有効性が高いと考えます。各保険者で助成制度を設けられ、当町でも国民健康保険で既に助成制度を設けております。さらに、来年度から後期高齢者医療保険対象者にも独自で人間ドック助成制度を創設し、世代に関わらず人間ドックを受診しやすい体制を考えているところであります。

まずは、歯・口腔の健康づくりプランや国民皆歯科健診についても適切に対応できるよう体制準備していくとともに、歯・口腔の健康は生活の質の向上に寄与することは間違いなく、歯科疾病の予防、口腔機能の維持は重要でありますので、歯周病検診の受診率向上や予防の啓発について様々な機会において継続してまいります。

2番目の御質問、笠松小学校南舎の雨漏りについてであります。大変恐縮ではあります。先ほど關谷議員さんにも答弁いたしましたので、重複いたします。

令和6年3月に雨漏りが発生した教室の屋上部分の防水工事を実施いたしましたが、改善されなかったため、令和6年7月に残りの部分についても防水工事を実施したところであります。

しかしながら、晴天の日が1週間以上続いている状況においても、雨漏りが止まらない状況であるため、雨漏りがひどい教室の児童の安全を考慮して、4年生の2クラスが中舎3階の空

き教室へ、6年生の1クラスが中舎2階の会議室に移動して学校生活を送っていただいております。

このような対策を講じてきましたが、抜本的な改善には至っておりません。そうした中、一時的対策として、現在、中舎2階会議室に移動している6年生1クラスであります。学校から卒業式を同じフロアの隣続きの教室で迎えられるようにしてほしい。また、残り少ない学校生活を仲間と楽しく安心して過ごさせてあげたいという要望もあったことから、南舎3階の2クラス分を雨漏り対策を含む天井修繕工事を行いたく、本会議に補正予算を上程しております。

その上で、児童の安心・安全な学習環境を維持していくには、抜本的な改修が必要であると判断し、改善に向けて雨漏りの原因究明調査を実施し、今後の修繕方法などを検討し、進めていきたいと考えております。

以上で私からの答弁を終わらせていただきます。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 尾関議員の歯の定期検診とクリーニングの積極的な実施に向けての啓発ということでお答えをしたいというふうに思っております。

議員御質問の歯科口腔衛生については、初めに学校の現状について3点からお話をしたいと思っております。

1点目は、学校歯科医による検診、指導でございます。

学校では、年度当初から6月30日までの間に、必ず学校歯科医による全校児童・生徒への歯科検診を実施しております。その際は、全校児童・生徒の全ての歯について、う歯及び処置歯の状況、歯並び、かみ合わせ、顎関節、歯垢、歯肉の状態、その他口腔疾病までの検査を実施しております。

検診後は、記録分析を速やかに行い、おおむね2週間以内ということ聞いておりますが、通知書により治癒または追検査が必要である対象者にはそうした通知を行って、歯科医院での受診を勧めているところでございます。また、しばらくしても未受診の児童・生徒には再度通知書を発行して保護者に受診を促したり、あるいは3者懇談などで直接指導したりしております。

令和5年度末のデータでございますけれども、虫歯治療の完了率は小学校で60%、中学校で38%となっております。今年度は、11月末時点の数字でございますが、小学校で今43%、中学校では38%の児童・生徒が治癒を終えており、全ての児童・生徒の治癒完了に向けて指導を継続しているところでございます。

2点目は、歯科口腔指導についてです。

学校では、保健の授業や学級活動等の時間を活用して、これから5点ほど紹介をいたしますが、そんな指導を意図的・計画的に実施をしております。

1つ目は歯科衛生士による歯科指導。2つ目は毎年6月にあるライオン全国歯みがき大会への参加。3点目、歯磨きカレンダーの実施。4点目、磨き残し防止のカラーテストの実施。5点目、給食時の放送による歯磨き指導等、意図的・計画的に実施をしております。

さらに、毎年6月の第1日曜日に行われる歯と口の健康フェスティバルでは、羽島郡学校保健会と共催にて実施をしており、健やかな歯のための催物、あるいは歯の健康優良児児童表彰、それから歯の衛生絵画ポスター表彰などで、児童・生徒、保護者の口腔衛生に向けての意識の向上を図っております。

3点目は、各学校で実施をしておりますフッ化物洗口でございます。

平成30年度よりミラノールによるフッ化物洗口を予算化し、実施をしております。洗口の度合いや頻度は小学校では週1回、中学校では月に一、二回になりますけれども、主に朝の会の前の活動時間やお昼の歯磨き後に実施をしております。

次に、児童・生徒について、フッ化物洗口を実施する前、10年ほど前ですけれども、平成25年度と令和5年度の虫歯率あるいは歯垢・歯肉炎の率を比較してみますと、虫歯の率でいいますと、平成25年度は小学生が45%、中学生37%、全体では42%でした。令和5年度では小学校31%、中学校が17%、全体では27%。全体で小学校14ポイント、中学校20ポイント、全体で15ポイントの減という結果を得ております。

さらに、歯垢・歯肉炎の率でございますが、平成25年度は小・中学校全体で3.8%の児童・生徒に治療が必要でしたが、令和6年度には2.6%となり、1.2ポイント減となりました。このようなプラスに転じた結果となっております。

しかし、100%ではないので、児童・生徒にとっても自分の体と健康を大切にする意識、つまり自己管理能力を育むことが非常に重要であるというふうに考えております。こうした能力というのは、歯科口腔指導を含む全教育活動を通じて総合的に育成されるものであるというふうに捉えております。

今後ともこれまでお答えしてまいりました取組をさらに充実させ、歯や口の健康を通した生涯にわたる健康の保持増進に努めてまいりたいと考えております。

笠松小学校南舎の雨漏りについてということで、私のほうからは一般的なことしかお答えできませんけれども、学校のほうでは日直業務等によって校内巡視をしておりますし、例えば大雨、台風の通過後については、その被災状況といいますか、そういったものも確認をしております。施設設備等に異常があれば、すぐに町の担当部局のほうに、あるいは教育委員会のほうに連絡を入れていただくことになっておりますし、応急処置に努めております。

施設等の修繕を行っていただくということを非常にありがたく思っておりますが、そうした場合については、町担当部局と連携を密に取りながら、修繕期間における児童の特に動線を描き、約束を遵守するなど、学校生活の安全を第一に考えながらも、このことを通しながら学校

への愛校心といたしますか、そうしたものも育てていけるような指導の機会として捉えていきたいと思っております。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○7番（尾関俊治君） 丁寧な答弁ありがとうございました。

再質問のほうを順番にしていきたいと思えます。

まず初め、答弁の中でかかりつけ歯科医という言葉が出てきました。今年度より、これからの検診を歯科医師会の協力の下に、全ての歯科検診を集団からかかりつけ歯科医を推進して、より受診しやすくなるように医療機関でのいわゆる個別検診を、そちらに切り替えて実施を始めたということですが、具体的な実施方法をもう少し詳しく教えていただけたらと思っております。よろしいですか。

○議長（伏屋隆男君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 個別の歯科検診の実施方法ですが、先ほど町長の答弁の中でも御説明いたしましたとおり、20歳から70の間の5歳刻みの方で、実施の期間につきましては、6月から2月末までの期間で実施をしております。

受診の案内につきましては、20歳から70の間の5歳刻みの方、直接御案内のほうを郵送なりで差し上げております。その方が笠松町内の歯科医院のほうに御自分で御予約いただいて受診をしていただきまして、笠松町の場合は500円の自己負担になりますので、500円だけお支払いをしていただくというような流れになっております。

〔7番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○7番（尾関俊治君） ありがとうございました。

今現在で、先ほどの検診の実施率、どれくらいのパーセントか分かればお聞かせください。

○議長（伏屋隆男君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 受診率のお話ですが、今年の10月現在のデータでございますが、6月から、先ほど言いましたように始めておりますので、実質5か月分になっております。受けてみえる方が40人です。これをこの年代の人口比に当てはめると2%弱になるのかと思います。残りまだ半年近くありますので、単純に掛ける2をすると4%前後になるのかなと思っております。

今年からこの個別を始めましたが、昨年までの集団での受診率でいきますと、大体6%前後になっておりますので、個別に切り替えたことによって、どうしても集団ですとほかの検診を含めて御希望されて、しかもあまり希望してという方でない方も自動的にルートに乗って検診されている方もきっと見えたかとは思っておりますので、単純比較はできないんですけれども、率で

は少々落ちるのかなというふうには思っております。

参考までになんですけれども、先ほどの町長の答弁の中で、無料にしたりとか500円より下であったりとかしても、そんなに受診率は変わらないですというお答えを申し上げましたが、無料のところをちょっと直接公表はしてみえないので、担当のほうから調べてもらいました。そうしましたら、5%前後だとか、それからただであっても1%ぐらいのところもあるので、やはり自己負担というのはあまり関係ないのかなというふうに考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○7番（尾関俊治君） ありがとうございます。

やはりかなり低い実施状況かなとは思いますが、やはり歯の健康の意識というのは、もちろん健康の方、虫歯が全くない方も当然いると思いますので、それが全てじゃないと思うんですが、やはり歯の健康の方もこの定期検診をしていただくように、ぜひ検診のほうよろしく願いいたします。

検診や医療費の助成というのはやはり難しいということで、当分現状の制度ということをちょっとお話しされたんですが、理由はよく分かりましたので、このことをさらに質問をすることはいたしません。

今回、全町民が歯の健康を考えていただき、検診や歯のクリーニングをすることで健康につながって医療費が削減されるとよいと思っております。これからも全町民への啓発を引き続き行っていただいて、多くの町民の方が歯のクリーニングの重要性を理解していただくよう、よろしく願いいたします。

これに関しては、本当に私は以前も同じような質問をさせていただいております。それが、そのことだからというわけではないとは思いますが、児童・生徒への歯科口腔衛生の取組、答弁から本当にしっかりやっていたことが分かりました。パーセントもすごく下がってたりとかしていますので、とてもうれしく思います。これからも答弁いただいた取組をさらに充実させていただければと思います。

私はやっぱり歯に問題ない若い人もしっかりと検診を受けていただいて、自分の体の検診は自分でしっかり守る意識を持っていただきたいと思っております。痛くなってからではなくて、自分のため、社会のために、早め早めの歯のメンテナンスが大切です。このことで医療費が削減できて、多くの方が健康で幸せな人生を長く生きてほしいと心から願っております。

続きまして、笠松小学校の雨漏りについての再質問をさせていただきます。

1つ目の質問ですけれども、今までの雨漏りの対応を時系列で教えていただきたかったんですが、内容としてざっくりとした内容だったかなと、答弁のほうですね。これは分かる範囲で結構ですので、もう少しだけ詳しく教えていただけることは可能でしょうか。今難しい

ようであれば、後日でも結構です。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長（天野富三君） お答えします。

雨漏り候の対策での修繕というのは、ほかの修繕も含めて工事とか修繕を委託している中で、過去でそういうのがあるんです。それを雨漏りだけでの、いつやったかというのが、今の段階、細かいデータまで持っておりませんので、簡単に言えば大きい工事としては、昨年度から大きい改修工事をしたという状況になっております。

〔7番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○7番（尾関俊治君） ありがとうございます。

今回の雨漏り対策というのは、町長の答弁からしっかりしていただけるということを聞きまして安心いたしましたけれども、例えば、今後、大規模改修とか建て替えとかになったときに補助金等があるのか。もしあるのであればどのようなものがあるのか、分かればお教えください。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長（天野富三君） 今回、一時的に南舎の2クラスを天井を安全で雨漏りをしないという方策を取りながら修繕をさせていただきます。しかし、校舎全体の屋上の防水については、町長も申しました抜本的な改善が必要という判断をしましたので、それに向けて補助金等あれば、そのメニューに合致すればその補助金を使いたいと思っています。学校整備環境改善交付金、これが3分の1か2分の1の交付金が出ますので、そのメニューに沿えるような工事、調査した結果、そういう沿えるような工事であれば、それを使って進めていきたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○7番（尾関俊治君） ありがとうございます。

ぜひそういった補助金を活用していただき、中期・長期の計画をしっかりと立てていただいて、整備をよろしく願いいたします。

今回、やはり笠松小学校の雨漏りということで、やっぱり一番心配なのは、笠松小学校児童の健康面と生活環境が私一番心配であります。早急に雨漏りの対策をしていただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） これをもって一般質問を終結いたします。

散会の宣言

○議長（伏屋隆男君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3 時18分

